

供給約款変更認可申請書

平成 25 年 2 月 14 日

東北電力株式会社

供給約款変更認可申請書

東北電営料第 25 号

平成 25 年 2 月 14 日

経済産業大臣 茂木敏充 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力株式会社

取締役社長 海輪 誠

電気事業法第 19 条第 1 項の規定により次のとおり供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙 電気供給約款のとおりであります。
実施期日	平成 25 年 7 月 1 日

別 紙

電 気 供 給 約 款

平成 25 年 7 月 1 日実施

東 北 電 力 株 式 会 社

電 気 供 給 約 款

目 次

I	総 則	
1	適 用	1
2	供給約款の認可および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実施細目	4
II	契約の申込み	
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	7
10	供給の開始	8
11	供給の単位	8
12	承諾の限界	8
13	需給契約書の作成	8
III	契約種別および料金	
14	契約種別	10
15	定額電灯	10
16	従量電灯	12
17	臨時電灯	18
18	公衆街路灯	22
19	低圧電力	26

20	臨時電力	29
21	農事用電力	31
IV 料金の算定および支払い		
22	料金の適用開始の時期	35
23	検針日	35
24	料金の算定期間	36
25	使用電力量の計量	36
26	料金の算定	38
27	日割計算	38
28	料金の支払義務および支払期日	39
29	料金その他の支払方法	41
30	延滞利息	42
31	保証金	43
V 使用および供給		
32	適正契約の保持	45
33	力率の保持	45
34	需要場所への立入りによる業務の実施	45
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	46
36	供給の停止	47
37	供給停止の解除	48
38	供給停止期間中の料金	48
39	違約金	48
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	49
41	制限または中止の料金割引	49
42	損害賠償の免責	50
43	設備の賠償	51
VI 契約の変更および終了		
44	需給契約の変更	52

45	名義の変更	52
46	需給契約の廃止	52
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費の精算	53
48	解 約 等	55
49	需給契約消滅後の債権債務関係	56
VII 供給方法および工事		
50	需給地点および施設	57
51	架空引込線	58
52	地中引込線	59
53	接続引込線等	60
54	中高層集合住宅等への供給方法	61
55	引込線の接続	61
56	計量器等の取付け	61
57	電流制限器等の取付け	62
58	専用供給設備	62
VIII 工事費の負担		
59	一般供給設備の工事費負担金	64
60	特別供給設備の工事費負担金	66
61	供給設備を変更する場合の工事費負担金	67
62	特別供給設備等の工事費の算定	67
63	工事費負担金の申受けおよび精算	68
64	臨時工事費	70
65	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	71
IX 保 安		
66	保安の責任	72
67	調 査	72

68	調査等の委託	72
69	調査に対するお客さまの協力	73
70	保安に対するお客さまの協力	73
71	検査または工事の受託	73
72	自家用電気工作物	74
附	則	75
別	表	117

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般の需要（特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力Aについては、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Bで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場

合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低

圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾した場合には、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 53（接続引込線等）(1)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成い

たします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額	電 灯
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
	電 力 需 要	低 圧
臨 時		電 力
農 事 用 電 力		A
		B

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場

合には、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	57円75銭
-------------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	121円80銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	224円70銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	327円60銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	533円40銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	533円40銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたしま

す。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	224円70銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	392円70銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	392円70銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が5アンペア以下であること。

ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボ

ルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、5アンペアといたします。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じた電流制限器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の7キロワット時まで	254円10銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18円35銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お

客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたもの

とし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

契約電流10アンペア	315円00銭
契約電流15アンペア	472円50銭
契約電流20アンペア	630円00銭
契約電流30アンペア	945円00銭
契約電流40アンペア	1,260円00銭
契約電流50アンペア	1,575円00銭
契約電流60アンペア	1,890円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円35銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円03銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円25銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。

1 契約につき	254円10銭
---------	---------

(3) 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するもの

に適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総

容量の算定) によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	315円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円35銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円03銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円25銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニ

によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円73銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円46銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円46銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	154円56銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	154円56銭

ニ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、

お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	346円50銭
---------------	---------

ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	31円08銭
-------------	--------

ニ その他

イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	346円50銭
-------------------	---------

ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31円08銭
------------	--------

ハ その他

イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

- ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	52円50銭
-------------	--------

(ロ) 電灯料金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	109円62銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	202円44銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	295円26銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	480円90銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	480円90銭

- b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に依り1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	202円65銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	354円90銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	354円90銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	283円50銭
---------------------	---------

ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	17円37銭
-------------	--------

ハ) 最低月額料金

イ)およびロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	228円90銭
-------------	---------

ホ その他

イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、

別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。) についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7(契約容量および契約電力の算定方法)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増

しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額としたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

契約電力1キロワットにつき	1,207円50銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量としたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	15円86銭	14円42銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しい

たします。この場合、電気機器の力率は、別表 6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の

半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	196円35銭
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

イ) 基本料金

基本料金は、1月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力

量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	19円03銭	17円30銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水用電力）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	598円50銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	11円81銭	10円74銭

ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

ニ その他

イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（育苗温床用電力）

イ 適用範囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ) 2月1日から5月31日までの4月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を30日以上継続して設定するものであること。

ロ) 契約電力が5キロワット以下であること。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ハ 料 金

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ 非常変災等の場合

ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さ

まの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものと

し、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23(検針日)(4)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23(検針日)(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位といたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

- (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定めら

れた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力Aのお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対

する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bについては、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方

消費税に相当する金額をいいます。) から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします。) を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{5}{105}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
- イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
- ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 70（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作

物の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがって，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接

続していただきます。

36 供給の停止

(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合

(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に

電気を使用されたとき。

ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

へ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

(1) お客さまが36（供給の停止）(3)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 異常漏水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。
- イ 割引の対象
- 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基

本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

(1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、

当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

(2) 需給契約は、48(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力 B のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として

算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、

減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいいます。)は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 52(地中引込線)(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま(共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。)のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備((3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯

設備を無償で使用できるものいたします。

51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。
 - イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

52 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器(付属装置を含みます。)または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック(接続装置を固

定するためのものをいいます。) およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53 接続引込線等

- (1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2 以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

- (2) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として1共同引込みをもって電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

56 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、計量器、その付属装置および区分装置は、原則として屋外に取り付けます。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

57 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

58 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
 - ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路

(配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。)に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

59 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,255円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,460円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、

お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\begin{array}{l} \text{地中配電設備} \\ \text{の無償こう長} \end{array} - \begin{array}{l} \text{地中配電設備} \\ \text{の工事こう長} \end{array} \right) \\ \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四

捨五入いたします。

(7) VIII(工事費の負担)の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯，臨時電灯 A および公衆街路灯 A の場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

60 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず，地中配電設備を施設する場合

ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (2) 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専用供給設備）(2)によるものといたします。

61 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、55（引込線の接続）、56（計量器等の取付け）または57（電流制限器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

62 特別供給設備等の工事費の算定

60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛

りを含みます。)を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、64（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 60（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

63 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。

(2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成

いたします。

- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するもの
いたします。

イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次
に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの
工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担
金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定す
る場合は、イに準ずるものいたします。）および61（供給設備を変更
する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当する
とき。

(イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧
器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変
更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計か
ら払出しまでの期間が短いときを除きます。）

(ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供
給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、
その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給
設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額
をお返しいたします。

- (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内
にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込み
をされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工

事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

64 臨時工事費

- (1) 17（臨時電灯）、20（臨時電力）または21（農事用電力）(2)によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

66 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

67 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

68 調査等の委託

(1) 当社は、67（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委

託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

69 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、67（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

70 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

71 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことがで

きます。

- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) お客様は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷個所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

72 自家用電気工作物

お客様の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 67（調査）
- (2) 68（調査等の委託）
- (3) 69（調査に対するお客様の協力）
- (4) 71（検査または工事の受託）

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成25年7月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

新潟県 佐渡市、妙高市および糸魚川市

3 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの供給条件の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロイまたはロそれぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

イ 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロロに定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロロに定める特例設備以外の負荷設備があること。

ロ 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所へ

の立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものとしたします。

4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

5 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則7（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特

別措置)の適用を受けて脱穀調整のために動力を毎回30日以上の間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりいたします。

(1) 料 金

料金は、1年(毎年9月1日から起算いたします。)につき次によって算定された金額および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワット をこえ1キロ ワットを増す ごとに
最初の30日 まで	4,225円57銭	6,116円54銭	9,611円53銭	13,204円62銭	2,209円49銭
30日をこえる 1日につき	26円91銭	40円19銭	90円89銭	143円67銭	51円74銭

ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワット をこえ1キロ ワットを増す ごとに
1日につき	34銭8厘	69銭4厘	1円38銭8厘	2円08銭2厘	69銭4厘

(2) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) その他の事項については、本則の農事用電力Aに準ずるものといたします。

6 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、25（使用電力量の計量）(2)口にかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

7 延滞利息の適用開始までの取扱い

12（承諾の限界）、15（定額電灯）、16（従量電灯）、17（臨時電灯）、18（公衆街路灯）、19（低圧電力）、20（臨時電力）、21（農事用電力）、27（日割計算）、28（料金の支払義務および支払期日）、29（料金その他の支払方法）、30（延滞利息）、31（保証金）、36（供給の停止）、38（供給停止期間中の料金）、39（違約金）、41（制限または中止の料金割引）、附則4（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）、附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および別表9（日割計算の基本算式）については、料金の算定期間の最終日が平成27年3月31日以降となる料金に適用するものとし、料金の算定期間の最終日が平成27年3月30日以前となる料金については、次のとおりといたします。

(1) 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期限を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

(2) 料 金

イ 料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ

の場合で、需給契約が消滅したときに(10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

ロ 遅収料金は、早収料金にその 3 パーセントを加えたものといたします。

ハ 早収期間は、(11)イの支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間をいいます。

なお、早収期間の最終日（以下「早収期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、早収期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(3) 定額電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 早収料金

早収料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりいたします。

1 契約につき	57円75銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりいたします。

20ワットまでの1灯につき	121円80銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	224円70銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	327円60銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	533円40銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	533円40銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	224円70銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	392円70銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	392円70銭

(4) 従量電灯

イ 従量電灯A

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。
- b 定額電灯を適用できないこと。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(ハ) 契約電流

- a 契約電流は、5アンペアといたします。
- b 当社は、契約電流に応じた電流制限器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器を取り付けないことがあります。

(ニ) 早収料金

早収料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最低料金	1契約につき最初の7キロワット時まで	254円10銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18円35銭

ロ 従量電灯B

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- b 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、aに該当し、かつ、bの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト

または交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契約電流

- a 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- b 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

(ニ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	315円00銭
契約電流15アンペア	472円50銭
契約電流20アンペア	630円00銭
契約電流30アンペア	945円00銭
契約電流40アンペア	1,260円00銭
契約電流50アンペア	1,575円00銭
契約電流60アンペア	1,890円00銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円35銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円03銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円25銭

c 最低月額料金

a およびbによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の早収料金は、次の金額といたします。

1 契約につき	254円10銭
---------	---------

ハ 従量電灯C

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

a 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

b 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、

お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、a に該当し、かつ、b の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

- a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電

流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ホ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	315円00銭
-------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円35銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円03銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円25銭

(5) 臨時電灯

イ 臨時電灯A

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等

は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。)が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 早収料金

早収料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）によって、1日につき次のとおりといたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円73銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円46銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円46銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	154円56銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	154円56銭

(二) その他

- a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

ロ 臨時電灯B

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 契約電流

- a 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- b 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

(ハ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場

合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	346円50銭
---------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	31円08銭
-------------	--------

(二) その他

a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

ハ 臨時電灯C

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニに

よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	346円50銭
-------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31円08銭
------------	--------

(ハ) その他

a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものいたします。

(6) 公衆街路灯

イ 公衆街路灯A

(イ) 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によ

って公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) 早収料金

早収料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	52円50銭
---------	--------

b 電灯料金

(a) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	109円62銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	202円44銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	295円26銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	480円90銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	480円90銭

(b) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(c) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の

入力換算容量]によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	202円65銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	354円90銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	354円90銭

(ハ) その他

a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。

b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

ロ 公衆街路灯B

(イ) 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

a 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

b 公衆街路灯Aを適用できないこと。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト

または交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

(ニ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	283円50銭
---------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	17円37銭
-------------	--------

c 最低月額料金

a および b によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の早収料金は、次の金額といたします。

1 契約につき	228円90銭
---------	---------

(ホ) その他

- a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

(7) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，b の係数を乗じないものといたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

b a によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,207円50銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含

まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	15円86銭	14円42銭

(ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（ニロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表 6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

(ニ) そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

へ そ の 他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(8) 臨 時 電 力

イ 適 用 範 囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ 早収料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

早収料金は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の早収料金は、契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	196円35銭
-----------------	---------

(ロ) 従量制供給の場合

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき(7)ホ(イ)の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、(7)ホ(イ)の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	19円03銭	17円30銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

ニ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(9) 農事用電力

イ 農事用電力A（かんがい排水用電力）

(イ) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(ロ) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(ハ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき

598円50銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	11円81銭	10円74銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(二) そ の 他

a お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

b お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

ロ 農事用電力B（育苗温床用電力）

(イ) 適用範囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

a 契約設定期間に契約使用期間を30日以上継続して設定するものであること。

b 契約電力が5キロワット以下であること。

(ロ) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

(ハ) 早収料金

早収料金は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の早収料金は、契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額といたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調

整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

契約電力1 キロワット につき	最初の30日まで	5,143円64銭
	30日をこえる1日につき	171円45銭

(二) その他

- a 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。
- b 契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には、当社は、契約設定期間を前後1月以内の範囲で変更することがあります。ただし、この場合であっても、契約設定期間の範囲は4月を上回らないものといたします。
- c 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- d その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(10) 日割計算

イ 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

(イ) 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の早収料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(20)イ(イ)により日割計算をいたします。

(ロ) 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(20)イ(ハ)により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、(20)イ(ロ)により日割計算をいたします。

(ハ) (イ)および(ロ)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ロ 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

ハ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、(20)イ(イ)により日割計算をいたします。

ニ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(11) 料金の支払義務および支払期限

イ お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

(イ) 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

(ロ) 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

(ハ) (12)トの場合は、当該支払期に属する最終月の(イ)または(ロ)による日といたします。

(ニ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(ホ) 農事用電力Aのお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日

(明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。)といたします。

ロ お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内（以下「支払期限」といいます。）に支払っていただきます。

なお、支払期限の最終日（以下「支払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、支払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

ハ (12)ニの場合で、翌月以降の料金に加算される金額の支払期限日は、需給契約が消滅したときを除き、ロにかかわらず、その差額を加算する月の料金の支払期限日といたします。

ニ 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期限日は、ロにかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。

なお、この場合のそれぞれの料金の早収期限日は、(2)ハにかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の早収期限日といたします。

(12) 料金その他の支払方法

イ 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

(イ) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ

め当社に申し出ていただきます。

- (ロ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
 - (ハ) お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが料金をイ(イ), (ロ)または(ハ)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (イ) イ(イ)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - (ロ) イ(ロ)により支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
 - (ハ) イ(ハ)により支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 当社は、イにかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、ロにかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- ニ お客さまが料金を早収期間経過後に支払われる場合は、当社は、遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます。
- ホ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- へ 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- ト 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめ

めお客さまの承諾をえたときには、イにかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

チ 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

リ 臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bについては、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

(13) 保証金

イ 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(イ) 支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合

(ロ) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

a 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経過してなお支払われなかった場合

b 支払期限を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

ロ 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

ハ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、ニにより保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

ニ 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためてイによって算定した保証金を預けていただくことがあります。

ホ 当社は、次により、保証金に利息を付します。

(イ) 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

(ロ) 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

ヘ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

(14) 供給の停止

イ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(イ) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

(ロ) お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

(ハ) 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

ロ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- (イ) お客さまが料金を支払期限を超過してなお支払われない場合
 - (ロ) お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期限を超過してなお支払われない場合
 - (ハ) この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(保証金, 違約金, 工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- ハ お客さまが次のいずれかに該当し, 当社がその旨を警告しても改めない場合には, 当社は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (イ) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - (ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - (ハ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - (ニ) 公衆街路灯または農事用電力の場合で, 契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - (ホ) 低圧電力の場合で, 電灯または小型機器を使用されたとき。
 - (ヘ) 農事用電力の場合で, 契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
 - (ト) 34(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して, 当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - (チ) 35(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合
- ニ お客さまがその他この供給約款に反した場合には, 当社は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(15) 供給停止期間中の料金

(14)によって電気の供給を停止した場合には, その停止期間中については, まったく電気を使用しない場合の月額料金(早収料金の場合の料金といたします。)を(10)により日割計算をして, 早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし, 定額電灯, 従量電灯A, 従量

電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

(16) 違 約 金

イ お客さまが(14)ハ(ロ)から(ヘ)までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

ロ イの免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

なお、この場合の金額とは、遅収料金の場合の金額といたします。

ハ 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

(17) 制限または中止の料金割引

イ 当社は、40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

(イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯 A の場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯 B で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数 1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ イによる延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

ハ 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についてもイおよびロに準じて割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

(18) 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

イ 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、ロおよびハにより算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

(イ) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

(ロ) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

ロ 早収料金は、(4)イ(ニ)、ロ(ニ)およびハ(ホ)にかかわらず、各戸ごとに従量

電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。

(ロ) 電力量料金

電力量料金（従量電灯 A の場合は早収料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イにかかわらず、ロに準じて算定いたします。

(19) 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受けて脱穀調整のために動力を毎回 30 日以上の間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

イ 料 金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に農事用電力 B に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に農事用電力 B に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に農事用電力 B に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(イ) 早収料金

早収料金は、1年（毎年 9 月 1 日から起算いたします。）につき次

のとおりといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワット をこえ1キロ ワットを増す ごとに
最初の30日 まで	4,225円57銭	6,116円54銭	9,611円53銭	13,204円62銭	2,209円49銭
30日をこえる 1日につき	26円91銭	40円19銭	90円89銭	143円67銭	51円74銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワット をこえ1キロ ワットを増す ごとに
1日につき	34銭8厘	69銭4厘	1円38銭8厘	2円08銭2厘	69銭4厘

(ロ) 遅収料金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものいたします。

ロ 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ハ その他の事項については、本則の農事用電力Aに準ずるものいたします。

(20) 日割計算の基本算式

イ 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(イ) 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の早収料金または

定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(ロ) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

a 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 7 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(イ)により算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

b 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

c a または b によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

d 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、a および b の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(ハ) 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー

一 発電促進賦課金を算定する場合

a 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力Aのお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ロ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ハ 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときのイ(イ)および(ロ)にいう検針期間の日数は、ロに準ずるものといたします。この場合、ロにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ホ 供給停止期間中の早収料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算を行なう場合は、イ(イ)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

8 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算を行ない、早収料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A, 臨時電力および農事用電力 B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の7キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の3月の検針日から翌年の3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金

は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとしてといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものとしてといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日としてといたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日としてといたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値としてといたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回り、かつ、47,100円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が47,100円を上回る場合
平均燃料価格は、47,100円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (47,100\text{円} - 31,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力 B

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	20ワットまでの1灯につき	1円63銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円27銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円91銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円19銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8円19銭7厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円44銭9厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円89銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円89銭7厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭2厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭2厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円32銭1厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円32銭1厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円38銭8厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円49銭9厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭1厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット])

は、換算率100.0パーセントを乗じたものとしたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとしたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
35以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換 算 容 量 (入 力 [キ ロ ワ ッ ト])
出力 (馬力) × 93.3パーセント
出力 (キロワット) × 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 〔携帯型および移動型を含みます。〕	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力〔キロボルトアンペア〕)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95以下	20以下	1
		20超過 30以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95超過 100以下	200以下	5
		200超過 300以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100超過 125以下	500以下	9.5
		500超過1,000以下	16
	125超過 150以下	500以下	11
		500超過1,000以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5 " 3 "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \frac{\text{最大定格1次入力 (キロボルトアンペア)}}{\text{ }} \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \frac{\text{実測した1次入力 (キロボルトアンペア)}}{\text{ }} \times 70\text{パーセント}$$

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率 (パーセント)

$$= \frac{100 \text{パーセント} \times \left[\frac{\text{電熱器総容量}}{\text{機器総容量}} \right] + 90 \text{パーセント} \times \left[\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right] + 80 \text{パーセント} \times \left[\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right]}{\text{機器総容量}}$$

6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の 定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
		50ヘルツ	60ヘルツ
100	10	4.5	3.5
	15	5.5	4.5
	20	9	5.5
	30	11	9
	40	17	14
	60	21	17
	80	30	25
	100	36	30
200	40	4.5	3.5
	60	5.5	4.5
	80	7	5.5
	100	9	7

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
		50ヘルツ	60ヘルツ
3,000	80	30	20
6,000	100	50	30
9,000	200	75	50
12,000	300	100	50
15,000	350	150	75

ハ 水銀灯（標準周波数50ヘルツおよび60ヘルツの場合といたします。）

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100 "	50	9
250 "	75	15
300 "	100	20
400 "	150	30
700 "	250	50
1,000 "	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

使用電圧(ボルト)		100				200			
電動機 定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	50ヘルツ	50	75	75	100	20	20	30	40
	60ヘルツ	40	50	75	100	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1), (2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7 契約容量および契約電力の算定方法

従量電灯Cまたは低圧電力のお客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合には、契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の} \\ \text{定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の} \\ \text{定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \\ \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \\ \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \\ \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント}+(\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

9 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯A

$$\text{最低料金適用電力量} = 7\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キ

ロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力(従量制供給のものに限ります。)および農事用電力Aのお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により区分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値

の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数に

は、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10 標準設計基準

(1) 適用

この標準設計基準は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

この標準設計基準に明記していない場合は、技術基準その他関係法令、当社設計基準等にもとづき、技術的に適当と認められる設計によるものといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 単位

この基準においては、単位を次の記号で表示いたします。

単 位	記 号
ボルト	V
アンペア	A
キロアンペア	kA
キロボルトアンペア	kVA
メガボルトアンペア	MVA
ミリメートル	mm
メートル	m
キロメートル	km
平方ミリメートル	mm ²
平方センチメートル	cm ²
ミリグラム	mg

(3) 高圧または低圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い発電所ま

たは変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路)における電圧降下の許容限度の標準は、次によるものといたします。

電圧降下の許容限度の標準値

電線路の公称電圧 (V)	電圧降下の許容限度の標準値 (V)
100	6
200	20
3,300	300
6,600	600

ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ロ) 経過地

高圧または低圧電線路の経過地は、技術上、地形、用地事情および保守、保安に支障のない範囲で、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には、その他の方法によるものといたします。

(ニ) 電線路の設計

電線路の設計については、その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧または低圧架空電線路は、単独の電線路の施設、他の架空電線路との併架、電線の張替え等のうち、技術上著しく困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に新設する場合には、原則として1回線と

いたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧または低圧架空電線路の支持物には、コンクリート柱または複合柱を使用し、その選定にあたっては技術上、経済上適当なものといたします。ただし、コンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上不適当と認められる場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

高圧または低圧架空電線路の標準径間は、次によるものといたします。

標準径間

施設区域	標準径間 (m)
市街地	45
その他	55

(ニ) 支持物の長さ

高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは、施設場所の状況に応じた根入れ、電線の弛度、装柱、交叉、建物、引込線、積雪等を考慮し当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

支持物の長さ

支持物の長さ (m)	10	12	14	16	17
------------	----	----	----	----	----

(ホ) がいし

高圧または低圧架空電線路で使用するがいしは、次によるものといたします。

がいしの種類

電圧別	使用箇所別	引通し箇所	引留め箇所
低 圧		低圧用一体化ラック	低圧用一体化ラック
		低圧ピンがいし	低圧引留がいし
		低圧引留がいし	DVグリップ
高 圧		高圧中実ピンがいし	高圧中実耐張がいし

(ハ) 架空電線の種類および太さ

- a 高圧または低圧架空電線には、硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 高圧または低圧架空電線の種類は、絶縁電線を使用いたします。
- c 高圧または低圧架空電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、機械的強度等を考慮し、必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用することがあります。

電線の種類、太さおよび許容電流

(単位：A)

太 さ	種 類	高 圧 絶縁電線 (OC)	低 圧 絶縁電線 (OW)	引込用ビニル 絶縁電線 (DV)	
				2 心	3 心
単 線 (mm)	3.2	—	—	50	44
	5.0	142	103	—	—
より線 (mm ²)	22	—	—	92	80
	60	276	206	—	152
	100	—	—	—	209
	150	487	—	—	—

(ト) 架空電線の配列および変台装柱

- a 高圧または低圧架空電線の配列は、特殊な場合を除き水平または垂直といたします。

- b 柱上に変圧器を施設する場合は、変台装柱または懸垂装柱とし、1次側に使用する開閉器は高圧カットアウトといたします。

(f) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、需要の実情を考慮し、当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

柱上変圧器容量

容 量(kVA)								
5	10	20	30	50	75	100	50+30*	100+50*

(注) 変圧器容量50+30kVAおよび100+50kVAは、灯動共用変圧器の容量といたします。

(g) 電力用変圧器の結線

3相供給に対しては、原則として単相変圧器2台を使用したV結線または灯動共用変圧器の使用により供給いたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合は、単相変圧器3台を△結線により供給することがあります。

(h) 高圧負荷開閉器の取付けおよびその種類と容量

- a 高圧架空電線路の系統運用または保守のために必要な個所には高圧負荷開閉器を取り付けます。
- b 高圧負荷開閉器の種類は、気中を標準といたします。ただし、技術上やむをえない場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。
- c 高圧負荷開閉器の容量は、負荷電流および短絡電流を考慮し、当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

高圧負荷開閉器容量

容 量 (A)	300*	400
---------	------	-----

(注) 高圧負荷開閉器容量300Aは、SOG型開閉器の容量といたします。

(i) 特殊線路

- a 塩、ちりなどの汚損地域に施設する架空電線路には、その程度に

応じた耐塩設備を使用いたします。

なお、汚損地域の区分は次によるものといたします。

塩、塵埃汚損区分表

汚損種類	塩			塵埃
汚損	海岸からのおおよその距離 または 想定最大等価塩分付着量			想定最大 等価塵埃付着量 (塩分換算)
	軽汚損地区	中汚損地区	重汚損地区	0.12mg/cm ² 以上
区分	15km以下 または 0.06mg/cm ² 以上	4.0km以下 または 0.12mg/cm ² 以上	1.5km以下 または 0.35mg/cm ² 以上	

b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐雷設備を使用いたします。

c 雪害、風害等の発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐害設備を使用いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

高圧または低圧地中電線路の施設方式は、原則として管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式とすることがあります。

なお、暗きょ式にはキャブ(CAB)方式および電線共同溝(C・C・BOX)方式を含むものといたします。

a 直接埋設式

車輛その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が容易にできる場合

b 暗きょ式

当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

a 高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類は、原則としてビニル外装ケーブルといたします。

- b ケーブルの太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、機械的強度等を考慮し、必要最小のものを次の中から選定いたします。

ケーブルの太さ

電 圧 別	ケーブルの太さ (mm ²)								
低 圧	8	14	22	60	150	250			
高 圧	22	38	60	100	150	200	250	325	

- c ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じて算定いたします。

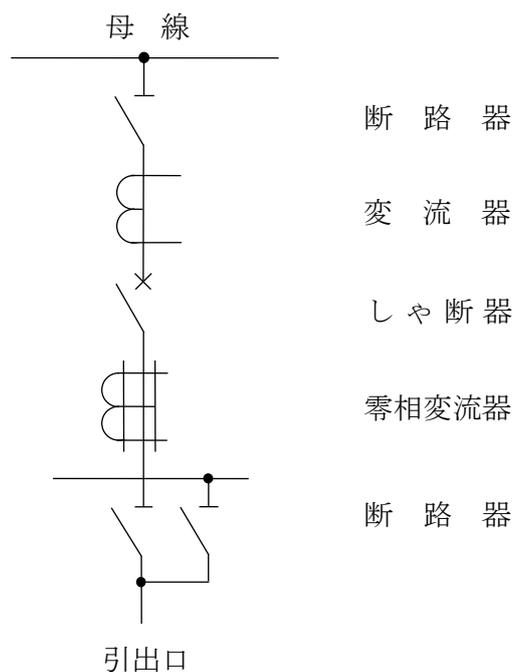
(ハ) 配電塔、高圧キャビネットおよび接続箱の使用

- a 高圧ケーブルを分岐する場合または変圧器を施設する場合は、配電塔を使用することがあります。
- b 高圧で電気の供給を受けるお客さま等に対する地中引込線が当社の電柱および配電塔から単独引込みで施設することが困難な場合、もしくは、将来困難になることが予想される場合には、 π 引込用として高圧キャビネットを使用いたします。
- c 低圧ケーブルを分岐する場合は、接続箱を使用いたします。

(4) 変電設備

イ 結線法

結線法は、次の結線を標準といたします。



ロ しゃ断器

(イ) しゃ断器は、当社が通常使用しているもののうち、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、次の中から必要最小のものを選定いたします。

しゃ断器容量

定格電圧 (V)	しゃ断器容量	
	kA	(MVA)
3,600	16.0	(100)
	25.0	(160)
7,200	12.5	(160)
	20.0	(250)

(ロ) 将来の系統構成は、5年程度先を目標といたします。(断路器および変流器についても同様といたします。)

ハ 断路器

断路器は、当社が通常使用しているもののうち、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、必要最小の

ものを使用いたします。

ニ 変 流 器

変流器は、当社が通常使用しているもののうち、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、必要最小のものを使用いたします。

ホ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器操作ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ電力計、電圧計、無効電力計等を取り付けます。

へ 保護継電装置

電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するために必要な保護継電装置を施設いたします。

ト 変電設備の設計

変電設備の形式、付属設備等は、その変電所において、他に施設される設備と同等のものをこえないものといたします。

電気事業法施行規則第 24 条の規定にもとづく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 3 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第 1 から第 8 までにより作成した書類
 - (様式第 1)
 - 第 1 表 営業費総括表
 - 第 2 表 事業報酬総括表
 - 第 3 表 控除収益総括表
 - (様式第 2)
 - 第 1 表 営業費明細表
 - 第 2 表 事業報酬明細表
 - 第 3 表 控除収益明細表
 - (様式第 3) 8 部門整理表
 - (様式第 4) 配電費・販売費整理表
 - (様式第 5)
 - 第 1 表 送電・高圧配電関連費明細表
 - 第 2 表 送電・高圧配電非関連費明細表
 - (様式第 6) 送電・高圧配電関連需要明細表
 - (様式第 6 の 2) 送電・高圧配電非関連需要明細表
 - (様式第 6 の 4)
 - 第 1 表 追加事業報酬総括表
 - 第 2 表 連系設備特別報酬対象額明細表
 - (様式第 7)
 - 第 1 表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表
 - 第 2 表 原価等集計表
 - (様式第 8)
 - 第 1 表 低圧需要原価等と料金収入の比較表

東北電力株式会社

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

当社は、地域社会の成長発展を支えるため、品質のよい電気を低廉かつ安定的にお客さまにお届けすることが使命であると認識し、安定供給と経営効率化に取り組んでまいりました。

そうした中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、当社の電力供給設備は太平洋沿岸の火力発電設備や流通設備を中心に広範かつ深刻な被害に見舞われました。また、地域の生活や産業に対する大きな打撃などから電力需要が大幅に減少しました。さらに、同年 7 月には新潟・福島豪雨が発生し、貴重な供給力であった多くの水力発電所も被害を受ける事態となりました。

これらに加えて、原子力発電所の長期間に亘る停止や東京電力の福島第一原子力発電所事故に伴う直接・間接の被害など、複数の厳しい課題への対応を迫られてきたところです。

以上の課題はいずれも収支悪化の要因となり、平成 22 年度以降の業績は 3 期連続の純損失となる見込みであり、財務状況も著しく悪化しております。

当社では、電力の安定供給を通じて被災地の復興を支えるべく、一刻でも早い電力供給設備の復旧に全力を挙げてまいりました。同時に、被災地の復興の妨げとならないよう 1 日も長く現行の電気料金を維持すべく、電力供給設備の復旧などに伴う設備関連コストや原子力停止に伴う燃料費の増加などに対し、緊急的な支出抑制や繰り延べ、人件費の削減などあらゆる分野での徹底した効率化に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成 24 年度末の自己資本比率は 11% 程度まで落ち込むと想定され、燃料や設備工事に要する資金調達に支障が出てまいります。また、火力燃料費の増加をはじめとする膨大なコスト負担を現行の電気料金水準で吸収し続けることは極めて困難であり、設備保全にも悪影響が生じ電力の安定供給に支障をきたすこととなります。このため、お客さまにはご迷惑をおかけすることとなり誠に申し訳ありませんが、電気料金値上げを申請させて頂きました。

当社といたしましては、設備保全に万全を期すとともに、これまで以上に徹底した経営効率化に取り組み、引き続き電気の安定供給を通じて地域の復興に貢献してまいります。

以下，電気料金値上げの理由，お客さまのご負担軽減に向けた取組みおよびお客さまにご理解を頂くための取組みについて申し上げます。

I. 電気料金値上げの理由

1. 東日本大震災などによる設備被害, 原子力発電所の長期停止に伴う燃料費等の増加など

当社は、東日本大震災や新潟・福島豪雨で甚大な設備被害を受けましたが、被災地の復興には電力の安定供給が欠かせないことから、長期計画停止中の火力発電所の運転再開や、約 100 万 kW の緊急電源設置など代替供給力の確保に努めるとともに、被災した設備の早期復旧に取り組んでまいりました。

その中でも特に震災による被害が大きかった原町火力発電所について、厳しい需給状況を踏まえ、被災当初は平成 25 年の夏前に設定していた運転再開時期をできるだけ早めるよう復旧工事の工期短縮に努めてまいりました。この結果、2 号機は平成 24 年 11 月より、1 号機も平成 25 年 1 月末より試運転を開始しております。

これらの被災設備の復旧費用や緊急設置電源等の導入に係る設備関連コストが増加しているほか、東日本大震災による石炭火力等の設備被害や原子力の停止、新潟・福島豪雨による水力発電所の被害の影響により、火力燃料費が大幅に増加しており、平成 24 年度は、震災前の平成 21 年度と比較すると年間 2,800 億円程度増加の 5,500 億円程度となるものと見込んでおります。

加えて、収入面において、震災被害に伴う電力需要の減少影響などもあり、当社は会社創立以来の厳しい収支状況にあります。

原子力の再稼働が後年度になる中、今後も供給力確保のために自社火力の焚き増しや購入電力量の増加が必要となることから、火力燃料費や購入電力料の大幅なコスト増が当面継続することが想定されます。具体的には、平成 25 年度から 27 年度の 3 ヶ年平均の燃料費は 5,128 億円と平成 20 年 9 月改定の料金原価に比較して 1,146 億円の増加、購入電力料は 3,644 億円と平成 20 年 9 月改定の料金原価に比較して 514 億円の増加となる見込みです。

2. 経営効率化への取組みによる原価低減

当社はこれまでも低廉な電気を安定的にお客さまにお届けするために、経営効率化に取り組んでまいりました。平成元年以降、7回の電気料金改定を実施し、うち6回は、経営効率化の成果を電気料金の引下げという形でお客さまに還元してまいりました。

近年は、価格上昇などにより燃料費が増加しておりますが、それ以外の人件費、修繕費、減価償却費などを中心に最大限の経営効率化に努め、料金原価の低減を図ってまいりました。

今後、エネルギー・環境政策の動向や燃料価格の変動などの面で不透明さがあり、一層厳しい経営環境が見込まれますが、企業グループを挙げて安全確保と安定供給を図りながら、中長期的に効果が持続する構造的なコスト低減の取組みを推進してまいります。

今回の料金原価におきましては、平成25年度から27年度の原価算定期間において、年平均約800億円の経営効率化を進めていくこととしておりますが、それでも平成20年9月改定原価から1,231億円のコスト増が見込まれております。

具体的には、以下の経営効率化施策に取り組んでまいります。

(1) 人件費

- ・役員給与の削減に加え、基準賃金の削減をはじめとした従業員の給与手当等の削減、退職金制度の見直し、人員数の削減など人件費全般にわたる効率化に努めてまいります。

(2) 燃料費・購入電力料

- ・当社は、燃料の安定調達による供給力の確保に努めるとともに、経済性に優れた石炭火力やガスコンバインドサイクル発電を積極的に導入するなど、発電所の効率的な運用を行っていくことで、原価低減・運用最適化に努めてきており、今後も継続して取り組んでまいります。
- ・経済性に優れた高効率火力発電設備へのリプレースや、八戸火力発電所5号機（緊急設置電源）のコンバインドサイクル化により、さらなる熱効率の向上などに取り組んでまいります。

- ・購入電力料の契約更改時交渉による費用削減や卸電力取引所の積極的活用などに取り組んでまいります。

(3) 設備投資関連費用

- ・工事仕様・工法の合理化, 最適な工事実施時期の見極めなどにより, 設備投資関連費用の削減に努めてまいります。

(4) 修繕費

- ・工事・点検周期の見直し, 工事仕様の合理化などに加え, 資材・役務調達競争拡大を進めることで効率化に努めてまいります。

(5) その他経費

- ・委託費・賃借料などにおける仕様変更や単価見直し, 普及開発関係費, 研究費, 寄付金・事業団体費などの支出内容の厳選などにより, 最大限の抑制に努めてまいります。

3. 電気料金値上げの必要性

当社は、設備復旧や代替供給力確保に伴い発生する燃料費や購入電力料、減価償却費などの増分コストに対して、緊急的な支出抑制や繰り延べ、人件費の削減や配当の見送りなどを実施してまいりましたが、収支の改善は難しい見通しであります。

平成 25 年度以降も、前述のとおり最大限の経営効率化を実施していくことにより、年間 800 億円規模の削減を図っていくものの、燃料費や購入電力料の大幅な増加が避けられず、平成 25 年度から 27 年度に見込まれる年平均の原価は 1 兆 5,365 億円、1 キロワット時あたり 19 円 39 銭になる見込みです。一方、当該期間に現行料金を継続した場合の収入は 1 兆 3,386 億円、1 キロワット時あたり 16 円 89 銭が見込まれることから、この結果、収入不足が年平均 1,980 億円、1 キロワット時あたり 2 円 50 銭の大幅なものとなることが想定されます。

このように、火力燃料費の増加をはじめとする膨大なコスト負担を、現在の電気料金水準を維持したまま吸収し続けることは財務基盤を毀損し、事業運営に必要な資金調達が困難になるとともに、工事計画の繰り延べなど緊急的なコスト削減を継続することになれば設備保

全に悪影響が生じてしまい、ひいては電力の安定供給に支障をきたすこととなります。

このような事態を避けるべく、当社といたしましては、最大限の経営効率化の実施を前提に、規制部門のお客さまについて平均で11.41%の値上げを申請せざるを得ない状況であります。

また、自由化部門のお客さまについても、同時期に平均で17.74%の値上げをお願いすることとしております。

お客さまに対しましてはご迷惑をおかけすることとなり、大変心苦しい限りですが、電気料金値上げを申請する次第であります。

Ⅱ．お客さまのご負担軽減に向けた取組み

1．お客さまのご負担軽減に向けて

従量電灯の電気料金にはご使用量の増加に伴い料金単価が上昇する3段階料金を導入しており、今回の値上げでは毎日の生活に必要な照明や冷蔵庫などの電気ご使用量に相当する第1段階料金の値上げ幅を抑制しております。

なお、省エネルギー推進の観点から、第3段階料金については値上げ幅を大きくしております。

2．新たなピーク抑制料金（選択約款）の設定

夏季のピーク抑制効果によりさらなる負荷平準化を図ることを目的に、選択約款に新たなメニューとして『ピークシフト季節別時間帯別電灯』を設定しました。ピーク時間（夏季の毎日13時から16時）に昼間時間の料金と比較し割高な料金を設定し、ピーク時間の節電インセンティブとさせて頂くとともに、夜間時間の料金を設定し、電気のご使用を昼間時間から夜間時間、またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間に移行することで電気料金の低減が可能となります。

Ⅲ. お客様にご理解を頂くための取組み

今回の料金改定にあたりまして、料金値上げの必要性や経営効率化への取組み、またお客様のご負担を少しでも軽減できる情報などを積極的に発信してまいります。

1. お客様・各種団体さまへの丁寧なご説明

ご家庭を含む規制部門のお客様につきましては、当社ホームページでのお知らせのほか、検針時にお配りする“東北電力ニュース”等を通じて幅広くお知らせしてまいります。また、各種団体さまも含め、お客様訪問時やお問い合わせ等お客様とのあらゆる接触機会を通して、丁寧にご説明をしてまいります。

なお、自由化部門のお客様につきましては、訪問のほか、料金値上げのお願い文書の郵送、電話などを通じて、丁寧な対応を心掛けてまいります。

2. お客様の省エネや節約につながる情報のご紹介

お客様が電気を効率よくお使い頂けるよう、電気機器ごとの上手な使用方法や節約目標に合わせた電気の上手な使い方といった省エネや節電の方法など、お客様のお役に立つ情報について当社ホームページ等を活用しご紹介してまいります。

以上、電気料金の値上げの理由、お客様のご負担軽減に向けた取組み、お客様にご理解を頂くための取組み等について申し述べました。事情ご賢察のうえ、ご認可頂きますようお願いいたします。

以 上

2 供給約款の変更の内容および 新旧料金率比較表

電気供給約款の変更の内容

電気供給約款の変更につきましては，以下の見直しを行ないました。

- ・ 引込線等の位置変更工事に準ずる工事をする場合の取扱いの明確化
- ・ 新たな機能を有する計量器の導入にともない，その機能の活用に必要な規定の追加
- ・ 平成27年4月からの早収・遅収料金制度廃止，延滞利息制度導入に関する見直し
- ・ その他の今日の見直し

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電 灯 分)

現 行 料 金				改 定 料 金					
区 分		単 位	早 収 料 金 率		区 分		単 位	料 金 率	
定 額 電 灯	需 要 家 料 金	1 契 約	円 銭	円 銭	需 要 家 料 金	1 契 約	円 銭		
			57.75				57.75		
	電 灯 料 金				電 灯 料 金				
	20Wまで	1 灯	104.17	[1.06]	20Wまで	1 灯	121.80		
	40Wまで	"	189.45	[2.13]	40Wまで	"	224.70		
	60Wまで	"	274.72	[3.19]	60Wまで	"	327.60		
	100Wまで	"	445.27	[5.32]	100Wまで	"	533.40		
	100W超過100W までごとに	"	445.27	[5.32]	100W超過100W までごとに	"	533.40		
	小 型 機 器 料 金				小 型 機 器 料 金				
	50V Aまでの機器	1 機 器	184.01	[1.59]	50V Aまでの機器	1 機 器	224.70		
100V Aまでの機器	"	311.33	[3.18]	100V Aまでの機器	"	392.70			
100V A超過100V A までごとに	"	311.33	[3.18]	100V A超過100V A までごとに	"	392.70			
従 量 電	A	最 低 料 金			A	最 低 料 金			
		最初の7kWhまで	1 契 約	244.58	[0.98]		最初の7kWhまで	1 契 約	254.10
		電 力 量 料 金				電 力 量 料 金			
		7kWh超過分	1 k W h	16.95	[0.14]		7kWh超過分	1 k W h	18.35
		基 本 料 金				基 本 料 金			
		10アンペア	1 契 約	315.00			10アンペア	1 契 約	315.00
		15アンペア	"	472.50			15アンペア	"	472.50
		20アンペア	"	630.00			20アンペア	"	630.00
		30アンペア	"	945.00			30アンペア	"	945.00
		40アンペア	"	1,260.00			40アンペア	"	1,260.00
	50アンペア	"	1,575.00			50アンペア	"	1,575.00	
	60アンペア	"	1,890.00		B	60アンペア	"	1,890.00	
	電 力 量 料 金					電 力 量 料 金			
	最初の120kWhまで	1 k W h	16.95	[0.14]		最初の120kWhまで	1 k W h	18.35	
	120kWh超過	"	22.70	[0.14]		120kWh超過	"	25.03	
	300kWhまで					300kWhまで			
	300kWh超過分	"	24.31	[0.14]		300kWh超過分	"	28.25	
	最 低 月 額 料 金	1 契 約	243.60			最 低 月 額 料 金	1 契 約	254.10	
灯	C	基 本 料 金	1 k V A	315.00		C	基 本 料 金	1 k V A	315.00
		電 力 量 料 金					電 力 量 料 金		
		最初の120kWhまで	1 k W h	16.95	[0.14]		最初の120kWhまで	1 k W h	18.35
		120kWh超過	"	22.70	[0.14]		120kWh超過	"	25.03
	300kWhまで					300kWhまで			
	300kWh超過分	"	24.31	[0.14]		300kWh超過分	"	28.25	

現行料金					改定料金						
区分			単位	早収料金率		区分			単位	料金率	
				円 銭	円 銭				円 銭		
臨 時	A	50V Aまで1日につき	1契約	6.87	[0.04]	臨 時	A	50V Aまで1日につき	1契約	7.73	
		100V Aまで	"	13.77	[0.09]			100V Aまで	"	15.46	
		200V Aまで	"	27.54	[0.18]			200V Aまで	"	30.92	
		300V Aまで	"	41.31	[0.27]			300V Aまで	"	46.38	
		400V Aまで	"	55.08	[0.36]			400V Aまで	"	61.84	
		500V Aまで	"	68.85	[0.45]			500V Aまで	"	77.30	
		1k V Aまで	"	137.80	[0.86]			1k V Aまで	"	154.56	
		2k V Aまで	"	275.60	[1.72]			2k V Aまで	"	309.12	
電 灯	B	基本料金	1契約	1,386.00		電 灯	B	基本料金	1契約	1,386.00	
		40アンペア	"	1,732.50				40アンペア	"	1,732.50	
		50アンペア	"	2,079.00				50アンペア	"	2,079.00	
		60アンペア	"	2,079.00				60アンペア	"	2,079.00	
電 灯	C	電力量料金	1kWh	26.63	[0.14]	電 灯	C	電力量料金	1kWh	31.08	
		基本料金	1kVA	346.50				基本料金	1kVA	346.50	
公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1契約	52.50		公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1契約	52.50	
		電灯料金	20Wまで	1灯	93.67			[1.06]	20Wまで	1灯	109.62
			40Wまで	"	171.60			[2.13]	40Wまで	"	202.44
			60Wまで	"	249.52			[3.19]	60Wまで	"	295.26
			100Wまで	"	405.37			[5.32]	100Wまで	"	480.90
	100W超過100W までごとに		"	405.37	[5.32]		100W超過100W までごとに	"	480.90		
	小 型 機 器 料 金	50V Aまでの機器	1機器	166.16	[1.59]		小 型 機 器 料 金	50V Aまでの機器	1機器	202.65	
		100V Aまでの機器	"	281.93	[3.18]			100V Aまでの機器	"	354.90	
		100V A超過100V A までごとに	"	281.93	[3.18]			100V A超過100V A までごとに	"	354.90	
		基 本 料 金	1kVA	283.50				基 本 料 金	1kVA	283.50	
電 力 量 料 金			1kWh	15.39	[0.14]	電 力 量 料 金			1kWh	17.37	
	1契約		213.15		1契約		228.90				

注. 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格 31,800円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

<p>料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、27(料金の算定)イの場合で、需給契約が消滅したときに28(日割計算)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p>	<p>料金の算定期間の最終日が平成27年3月30日以前となる料金については、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、26(料金の算定)イの場合で、需給契約が消滅したときに附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p>
---	---

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金					
区 分		単 位	早 収 料 金 率		区 分		単 位	料 金 率	
低 圧 電 力	基本料金	1 kW	円 銭	円 銭	低 圧 電 力	基本料金	1 kW	円 銭	
	電力量料金		1,207.50			電力量料金		1,207.50	
	夏季料金	1 kWh	12.93	[0.14]		夏季料金	1 kWh	15.86	
	その他季料金	"	11.88	[0.14]		その他季料金	"	14.42	
臨 時 電 力	定額制供給 1日につき	1 kW	164.49	[0.90]	定額制供給 1日につき	1 kW	196.35		
	従量制供給 基本料金	低圧電力の該当料金の20パー セント増し		低圧電力の該当料金の20パー セント増し		従量制供給 基本料金	低圧電力の該当料金の20パー セント増し		
	電力量料金	1 kWh	15.24	[0.14]	電力量料金	1 kWh	19.03		
	夏季料金	"	13.98	[0.14]	夏季料金	"	17.30		
農 事 用 電 力	(かんがい排水用電力) 基本料金	1 kW	598.50		(かんがい排水用電力) 基本料金	1 kW	598.50		
	A 電力量料金	1 kWh	9.01	[0.14]	A 電力量料金	1 kWh	11.81		
	夏季料金	"	8.32	[0.14]	夏季料金	"	10.74		
	その他季料金	"			その他季料金	"			
農 事 用 電 力	(育苗温床用電力) 最初の30日まで	1 kW	4,617.00	[48.60]	(育苗温床用電力) 最初の30日まで	1 kW	5,143.64		
	30日をこえる 1日につき	"	153.90	[1.62]	30日をこえる 1日につき	"	171.45		
	附 則	(脱穀調整用電力) 毎年最初の30日まで					(脱穀調整用電力) 毎年最初の30日まで		
		0.5 kW		4,112.40	[6.60]	0.5 kW		4,225.57	
1 kW			5,890.20	[13.50]	1 kW		6,116.54		
2 kW			9,158.85	[27.00]	2 kW		9,611.53		
附 則	3 kW		12,525.60	[40.50]	3 kW		13,204.62		
	3 kW超過 1 kW増すごとに		1,983.15	[13.50]	3 kW超過 1 kW増すごとに		2,209.49		
	30日をこえる 1日につき					30日をこえる 1日につき			
	0.5 kW		24.31	[0.22]	0.5 kW		26.91		
附 則	1 kW		34.99	[0.45]	1 kW		40.19		
	2 kW		80.49	[0.90]	2 kW		90.89		
	3 kW		128.07	[1.35]	3 kW		143.67		
	3 kW超過 1 kW増すごとに		46.54	[0.45]	3 kW超過 1 kW増すごとに		51.74		

注. 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格 31,800円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

<p>料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28(日割計算)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p>	<p>料金の算定期間の最終日が平成27年3月30日以前となる料金については、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに附則7(延滞利息の適用開始までの取扱)10により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p>
--	--

燃料費調整基準単価比較表

現行料金			改定料金		
区分	単位	基準単価	区分	単位	基準単価
(1) 定額制供給		円 銭 厘	(1) 定額制供給		円 銭 厘
イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯			イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯		
20Wまで	1 灯	1.329	20Wまで	1 灯	1.639
40Wまで	"	2.659	40Wまで	"	3.279
60Wまで	"	3.989	60Wまで	"	4.918
100Wまで	"	6.648	100Wまで	"	8.197
100W超過100Wまでごとに	"	6.648	100W超過100Wまでごとに	"	8.197
小型機器			小型機器		
50V Aまでの機器	1 機器	1.986	50V Aまでの機器	1 機器	2.449
100V Aまでの機器	"	3.971	100V Aまでの機器	"	4.897
100V A超過100V Aまでごとに	"	3.971	100V A超過100V Aまでごとに	"	4.897
ロ. 臨時電灯A			ロ. 臨時電灯A		
50V Aまで1日につき	1 契約	0.054	50V Aまで1日につき	1 契約	0.066
100V Aまで1日につき	"	0.107	100V Aまで1日につき	"	0.132
100V A超過500V Aまで	"	0.107	100V A超過500V Aまで	"	0.132
100V Aまでごとに1日につき	"		100V Aまでごとに1日につき	"	
500V A超過1kVAまで	"	1.071	500V A超過1kVAまで	"	1.321
1日につき	"		1日につき	"	
1kVA超過3kVAまで1kVA	"	1.071	1kVA超過3kVAまで1kVA	"	1.321
までごとに1日につき	"		までごとに1日につき	"	
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	1.126	1日につき	1 kW	1.388
ニ. 農事用電力B (育苗温床用電力)			ニ. 農事用電力B (育苗温床用電力)		
1日につき	1 kW	2.027	1日につき	1 kW	2.499
ホ. 農事用電力 (脱穀調整用電力)			ホ. 農事用電力 (脱穀調整用電力)		
[附 則]			[附 則]		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1 契約	0.281	0.5kW	1 契約	0.348
1kW	"	0.563	1kW	"	0.694
2kW	"	1.126	2kW	"	1.388
3kW	"	1.688	3kW	"	2.082
3kW超過1kW増すごとに	"	0.563	3kW超過1kW増すごとに	"	0.694
(2) 従量制供給	1 kWh	0.171	(2) 従量制供給	1 kWh	0.211

3 一般電気事業供給約款料金算定規則
様式第1から第8までにより作成した書類

様式第1（第3条、第4条、第5条、第20条、第20条の3関係）

第1表

営業費総括表

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
役員給与	1,711,458	
給料手当	264,532,672	平均経費人員：12,685（人）
給料手当振替額（貸方）	-2,380,794	平均基準賃金：426,868（円/月）
退職給与金	48,684,217	
厚生費	53,910,245	
委託検針費	12,861,837	
委託集金費	2,089,920	
雑給	8,327,072	
燃料費	1,538,340,886	
使用済燃料再処理等発電費	4,470,624	
使用済燃料再処理等既発電費	8,073,399	
廃棄物処理費	35,829,448	
特定放射性廃棄物処分費	1,238,965	
消耗品費	15,951,812	
修繕費	566,845,292	
水利使用料	7,966,685	
補償費	4,284,354	
賃借料	80,623,329	
託送料	4,614,960	
事業者間精算費	1,087,458	振替電力量：4,935（10 ⁶ kWh）
委託費	158,689,926	
損害保険料	2,644,457	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	32,127,300	
普及開発関係費	7,950,556	
養成費	3,680,479	
研究費	15,786,128	
諸費	37,422,913	
	<->	
	<1,424,253>	
電気料貸倒損	2,036,952	
固定資産税	98,922,515	
雑税	5,137,282	
減価償却費	618,956,897	
固定資産除却費	124,444,737	
原子力発電施設解体費	1,444,896	
共有設備費等分担額	1,201,839	
共有設備費等分担額（貸方）	-132,522	
地帯間購入電源費	416,292,556	地帯間購入電力量：32,302（10 ⁶ kWh）
	<6,410,709>	
地帯間購入送電費	1,325,450	
他社購入電源費	675,190,859	他社購入電力量：74,531（10 ⁶ kWh）
（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	<1,543,164>	（50,514,669）
他社購入送電費	399,815	
建設分担関連費振替額（貸方）	-1,039,963	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-145,933	
電源開発促進税	90,288,000	
事業税	54,764,882	
開発費	-	
開発費償却	-	
電力費振替勘定（貸方）	-627,036	
株式交付費	-	
株式交付費償却	-	
社債発行費	1,653,383	
社債発行費償却	-	
法人税等	35,720,540	
合 計	5,043,200,747	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円/月）を、備考欄に記載すること。
- 事業者間精算費、地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段〈 〉内には寄付金に係る費用を、下段〈 〉内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の〈 〉内には、過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の〈 〉内には、新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

[主な項目の内訳]

(1) 燃料費

(単位：千円)

項	目	金額	備考
火力燃料費	石炭費	264,457,030	
	燃料油費	304,390,479	
	ガス費	943,393,593	
	その他	4,648,736	
	小計	1,516,889,838	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	3,578,303	
	濃縮関連費	-	
	小計	3,578,303	
新エネルギー等燃料費		17,872,745	
合計		1,538,340,886	
火力燃料重油換算消費量（10 ³ k1）		36,653	
火力燃料重油換算単価（円/k1）		41,385	
火力発電電力量（発電端10 ⁶ kWh）		172,423	
火力燃料kWh当たり単価（発電端円/kWh）		8.80	
原子力発電電力量（発電端10 ⁶ kWh）		7,017	
核燃料kWh当たり単価（発電端円/kWh）		0.51	
新エネルギー等燃料重油換算消費量（10 ³ k1）		-	
新エネルギー等燃料重油換算単価（円/k1）		-	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端10 ⁶ kWh）		2,895	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価（発電端円/kWh）		6.17	

<参考> 主要燃料消費数量，消費価格

項	目	数量・価格	備考
消費数量	石炭（10 ³ t）	22,945	
	重油（10 ³ k1）	2,807	
	原油（10 ³ k1）	1,340	
	LNG（10 ³ t）	12,865	
平均消費価格	石炭（円/t）	11,461	
	重油（円/k1）	70,012	
	原油（円/k1）	69,984	
	LNG（円/t）	70,698	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項	目	金額	備考
普通修繕費		392,885,148	
取替修繕費		173,960,144	
合計		566,845,292	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項	目	金額	備考
水力発電設備		31,563,302	
火力発電設備		150,445,637	
原子力発電設備		110,820,867	
新エネルギー等発電設備		3,882,747	
送電設備		108,177,142	
変電設備		58,033,173	
配電設備		109,450,971	
業務設備		46,583,058	
合計		618,956,897	

第2表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項目		金額	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	7,268,713,065		
	建設中の資産	296,158,247		
	核燃料資産	480,053,002		
	特定投資	139,486,160		
	運転資本	営業資本	423,421,414	
		貯蔵品	219,932,246	
		小計	643,353,660	
	繰延償却資産	-		
	合計	8,827,764,134		
報酬率(%)	3.0			
電気事業報酬額	264,832,924			

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

第3表

控除収益総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
遅収加算料金	4,171,107	
地帯間販売電源料	614,358,114 <1,495,500>	地帯間販売電力量：49,508(10 ⁶ kWh)
地帯間販売送電料	9,524,160 (-)	
他社販売電源料	13,195,495 <->	他社販売電力量：1,069(10 ⁶ kWh)
他社販売送電料	- (-)	
託送収益	889,584 (462,297)	
事業者間精算収益	9,157,980	振替電力量：23,319(10 ⁶ kWh)
電気事業雑収益	36,275,428	
預金利息	23,417	
合計	687,595,285	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売電源料及び他社販売電源料の<>内には、過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。
- 3 地帯間販売送電料、他社販売送電料及び託送収益の(-)内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

様式第2（第3条，第4条，第5条関係）
第1表

営業費明細表

（単位：千円）

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
役員給与	570,486	570,486	570,486	1,711,458	
給料手当	88,487,661	88,244,817	87,800,194	264,532,672	
給料手当振替額（貸方）	-796,389	-794,203	-790,202	-2,380,794	
退職給与金	19,862,054	14,993,691	13,828,472	48,684,217	
厚生費	17,904,017	17,973,366	18,032,862	53,910,245	
委託検針費	4,290,967	4,287,481	4,283,389	12,861,837	
委託集金費	681,042	697,316	711,562	2,089,920	
雑給	2,654,766	2,808,125	2,864,181	8,327,072	
燃料費	553,761,568	500,571,778	484,007,540	1,538,340,886	
使用済燃料再処理等発電費	435,016	505,328	3,530,280	4,470,624	
使用済燃料再処理等既発電費	2,691,133	2,691,133	2,691,133	8,073,399	
廃棄物処理費	12,153,245	11,482,081	12,194,122	35,829,448	
特定放射性廃棄物処分費	668,481	-	570,484	1,238,965	
消耗品費	5,393,975	5,263,451	5,294,386	15,951,812	
修繕費	178,436,789	188,921,934	199,486,569	566,845,292	
水利使用料	2,629,816	2,672,110	2,664,759	7,966,685	
補償費	1,613,290	1,414,351	1,256,713	4,284,354	
賃借料	27,059,971	26,788,708	26,774,650	80,623,329	
託送料	1,560,410	1,556,754	1,497,796	4,614,960	
事業者間精算費	360,785	369,681	356,992	1,087,458	
委託費	53,280,731	58,150,156	47,259,039	158,689,926	
損害保険料	838,941	830,540	974,976	2,644,457	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	10,709,100	10,709,100	10,709,100	32,127,300	
普及開発関係費	2,669,338	2,640,609	2,640,609	7,950,556	
養成費	1,234,829	1,225,866	1,219,784	3,680,479	
研究費	4,507,558	5,679,164	5,599,406	15,786,128	
諸費	13,215,031	10,853,047	13,354,835	37,422,913	
	<->	<->	<->	<->	
	<474,751>	<474,751>	<474,751>	<1,424,253>	
電気料貸倒損	702,935	662,937	671,080	2,036,952	
固定資産税	32,276,992	33,274,451	33,371,072	98,922,515	
雑税	1,377,812	1,391,495	2,367,975	5,137,282	
減価償却費	210,065,396	200,481,402	208,410,099	618,956,897	
固定資産除却費	33,153,964	45,711,220	45,579,553	124,444,737	
原子力発電施設解体費	-	-	1,444,896	1,444,896	
共有設備費等分担額	407,274	390,450	404,115	1,201,839	
共有設備費等分担額（貸方）	-48,753	-35,277	-48,492	-132,522	
地帯間購入電源費	130,788,824	139,403,671	146,100,061	416,292,556	
地帯間購入送電費	2,790	621,430	701,230	1,325,450	
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	221,079,008 (14,998,271)	226,268,920 (16,081,408)	227,842,931 (19,434,990)	675,190,859 (50,514,669)	
他社購入送電費	130,311	130,311	139,193	399,815	
建設分担関連費振替額（貸方）	-357,096	-353,037	-329,830	-1,039,963	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-50,736	-47,717	-47,480	-145,933	
電源開発促進税	29,562,750	30,079,500	30,645,750	90,288,000	
事業税	18,606,262	18,083,413	18,075,207	54,764,882	
開発費	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	
電力費振替勘定（貸方）	-160,549	-175,285	-291,202	-627,036	
株式交付費	-	-	-	-	
株式交付費償却	-	-	-	-	
社債発行費	539,881	473,473	640,029	1,653,383	
社債発行費償却	-	-	-	-	
法人税等	12,363,939	12,363,939	10,992,662	35,720,540	
合計	1,697,315,615	1,669,832,166	1,676,052,966	5,043,200,747	

原価算定期間を，平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお，原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期，下期及び年度計それぞれの欄に区分し，原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段<>内には寄付金に係る費用を，下段<>内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与、給料手当、振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給]

(単位：千円)

項目	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
役員給与	703,181	657,338	570,486	570,486	570,486	1,711,458	
基準賃金	69,417,869	69,499,752	65,263,533	64,981,772	64,688,325	194,933,630	
基準外賃金	15,144,119	14,177,010	12,987,227	12,919,275	12,835,310	38,741,812	
給料手当	31,895,096	25,941,249	14,486,490	14,416,916	14,336,653	43,240,059	
控除口(貸方)	-4,497,952	-4,082,669	-4,249,589	-4,073,146	-4,060,094	-12,382,829	
小計	111,959,132	105,535,342	88,487,661	88,244,817	87,800,194	264,532,672	
給料手当振替額(貸方)	-1,022,787	-949,818	-796,389	-794,203	-790,202	-2,380,794	
引当金増加額	7,892,235	-4,108,838	1,359,631	-3,787,660	-5,648,256	-8,076,285	
実払額	7,165,514	7,875,427	5,295,691	5,536,790	6,201,761	17,034,242	
年金保険料	5,646,357	9,384,805	13,206,732	13,244,561	13,274,967	39,726,260	
小計	20,704,106	13,151,394	19,862,054	14,993,691	13,828,472	48,684,217	
法定厚生費	15,755,348	15,539,842	13,941,852	14,032,708	14,116,182	42,090,742	
一般厚生費	5,066,262	3,997,755	3,962,165	3,940,658	3,916,680	11,819,503	
小計	20,821,610	19,537,597	17,904,017	17,973,366	18,032,862	53,910,245	
委託検針費	4,394,352	4,402,941	4,290,967	4,287,481	4,283,389	12,861,837	
委託集金費	693,253	681,494	681,042	697,316	711,562	2,089,920	
雑給	2,898,209	2,898,641	2,654,766	2,808,125	2,864,181	8,327,072	
合計	161,151,056	145,914,929	133,654,604	128,781,079	127,300,944	389,736,627	
平均経費人員(人)	12,826	12,844	12,748	12,688	12,620	12,685	
平均基準賃金(円/月)	451,023	450,922	426,626	426,793	427,155	426,868	

(2) 第3条第2項第2号関係

〔燃料費〕

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計			備考		
	消費量	単価	金額												
	10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl (円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	千円	10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl (円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	千円	10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl (円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	千円	10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl (円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	千円			
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	61,893	-	-	56,022	-	-	54,508	-	-	172,423	-	-	-	-	-
火力燃料重油換算消費量 (発電端10 ³ kl)	13,227	-	-	11,853	-	-	11,573	-	-	36,653	-	-	-	-	-
石炭費 (10 ³ t, 円/t)	8,125	11,342	92,157,301	7,112	11,567	82,263,245	7,765	11,595	90,036,484	23,002	11,497	264,457,030	-	-	-
燃料油費 (10 ³ kl, 円/kl)	1,877	71,220	133,679,938	1,236	71,464	88,329,830	1,159	71,079	82,380,711	4,272	71,252	304,390,479	-	-	-
ガス費 (10 ³ t, 円/t)	4,678	68,489	320,390,823	4,609	69,987	322,571,758	4,146	72,463	300,431,012	13,433	70,230	943,393,593	-	-	-
歴青質混合物質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
助燃費 (10 ³ kl, 円/kl)	17	71,603	1,217,259	14	71,843	1,005,797	15	82,810	1,242,153	46	75,331	3,465,209	-	-	-
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運炭費	-	-	388,414	-	-	397,950	-	-	397,163	-	-	1,183,527	-	-	-
小計 (重油換算)	13,227	41,418	547,833,735	11,853	41,725	494,568,580	11,573	41,000	474,487,523	36,653	41,385	1,516,889,838	-	-	-
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	-	-	-	-	-	-	7,017	-	-	7,017	-	-	-	-	-
核燃料減損額	-	-	-	-	-	-	-	-	3,578,303	-	-	3,578,303	-	-	-
核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益 (貸方))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
濃縮関連費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	3,578,303	-	-	3,578,303	-	-	-
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	945	-	-	990	-	-	960	-	-	2,895	-	-	-	-	-
新エネルギー等燃料重油 換算消費量 (10 ³ kl)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バイオマス燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
助燃費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蒸気料	-	-	5,927,833	-	-	6,003,198	-	-	5,941,714	-	-	17,872,745	-	-	-
運炭費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (重油換算)	-	-	5,927,833	-	-	6,003,198	-	-	5,941,714	-	-	17,872,745	-	-	-
合計	-	-	553,761,568	-	-	500,571,778	-	-	484,007,540	-	-	1,538,340,886	-	-	-

(3) 第3条第2項第3号関係

〔使用済燃料再処理等発電費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
再処理等費	10,846,480	12,304,689	12,091,798	11,737,916	13,018,534	13,100,350	12,302,463	38,421,347	
再処理等費引当	9,562,132	9,490,291	2,385,201	1,591,686	-	-	3,191,271	3,191,271	
再処理等引当金取崩し (貸方)	-11,394,439	-12,218,414	-11,982,713	-11,603,416	-12,583,518	-12,595,022	-11,963,454	-37,141,994	
合計	9,014,172	9,576,565	2,494,286	1,726,186	435,016	505,328	3,530,280	4,470,624	

〔使用済燃料再処理等既発電費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
再処理等費引当	2,691,133	2,691,133	2,691,133	2,691,133	2,691,133	2,691,133	2,691,133	8,073,399	
再処理等引当金取崩し (貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	2,691,133	2,691,133	2,691,133	2,691,133	2,691,133	2,691,133	2,691,133	8,073,399	

〔廃棄物処理費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
火力廃棄物処理費	7,919,873	8,043,357	5,133,031	5,991,983	9,272,025	8,511,125	9,194,146	26,977,296	
原子力廃棄物処理費	2,076,802	2,047,120	1,726,324	2,791,882	2,879,965	2,969,701	2,998,721	8,848,387	
雑廃棄物処理費	260	105	159	700	1,255	1,255	1,255	3,765	
新エネルギー等廃棄物 処理費	33,795	22,884	-	-	-	-	-	-	
合計	10,030,733	10,113,467	6,859,515	8,784,565	12,153,245	11,482,081	12,194,122	35,829,448	

〔特定放射性廃棄物処分費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(各年の発電 対応分)	2,800,341	3,305,794	395,024	-	-	-	570,484	570,484	
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(平成11年末 迄の発電対応分)	869,699	755,271	673,657	668,481	668,481	-	-	668,481	
合計	3,670,040	4,061,066	1,068,681	668,481	668,481	-	570,484	1,238,965	

〔消耗品費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
潤滑油指費	320,072	307,768	283,313	303,718	539,278	318,512	337,290	962,641		
雑消耗品費	5,008,465	4,773,425	5,398,192	5,060,027	4,911,487	4,944,939	4,957,096	14,989,171		
合計	5,328,537	5,081,193	5,681,505	5,363,745	5,450,765	5,263,451	5,294,386	15,951,812		

〔補償費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
定期的補償費	637,200	612,049	725,968	658,406	818,450	770,336	729,246	2,343,954		
臨時的補償費	986,812	1,132,664	811,575	977,017	1,142,379	505,462	388,914	1,524,741		
損害賠償費	139,862	134,631	141,166	138,553	419,502	138,553	138,553	415,659		
合計	1,763,874	1,879,345	1,678,711	1,773,977	2,380,331	1,414,351	1,256,713	4,284,354		

〔賃借料〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
借地借家料	9,993,545	10,242,032	9,895,967	10,043,848	8,843,389	9,023,056	9,042,221	27,062,608		
道路占用料	1,898,999	1,768,423	1,628,219	1,765,214	1,635,166	1,664,271	1,674,936	4,991,530		
水面使用料	68,893	67,528	70,463	68,961	69,027	69,133	69,152	207,389		
線路使用料	8,531,874	8,572,932	8,020,904	8,375,237	5,987,319	7,368,617	7,407,590	22,098,861		
設備賃借料	1,947	1,904	1,799	1,883	1,845	1,845	1,845	5,535		
電柱敷地料	5,112,315	5,112,324	5,134,283	5,119,641	5,159,401	5,236,853	5,270,648	15,706,365		
線下補償料	870,474	878,991	882,892	877,452	872,179	905,582	944,733	2,765,928		
機械賃借料	2,205,979	1,838,461	1,776,962	1,940,467	1,172,474	151,982	144,148	701,198		
雑賃借料	3,196,341	2,968,626	2,671,541	2,945,503	2,336,096	2,367,369	2,219,377	7,083,915		
合計	31,880,371	31,451,226	30,083,034	31,138,210	26,076,896	26,788,708	26,774,650	80,623,329		

〔託送料〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
託送料	1,412,482	1,526,002	2,165,453	1,701,312	1,600,194	1,556,754	1,497,796	4,614,960		

〔事業者間精算費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
事業者間 精算費 電力量 (10 ⁵ kWh) 料金計	2,020	2,879	1,967	2,289	1,641	1,683	1,616	4,935		
	492,559	710,494	568,383	590,479	383,322	369,681	356,992	1,087,458		

〔委託費〕

(単位：千円)

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平均						
委託運転費	2,810,746	2,812,412	2,789,053	2,804,070	2,520,241	2,639,097	2,645,240	2,648,003	7,932,340		
雑委託費	48,457,014	44,690,850	45,422,120	46,189,995	39,110,636	50,641,634	55,504,916	44,611,036	150,757,586		
合計	51,267,760	47,503,262	48,211,174	48,994,065	41,630,877	53,280,731	58,150,156	47,259,039	158,689,926		

〔損害保険料〕

(単位：千円)

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平均						
水力関係	31,559	31,272	31,272	31,368	30,067	30,067	30,067	30,067	90,201		
火力関係	79,037	74,367	67,757	73,720	67,737	79,707	78,170	76,631	234,508		
原子力関係 法定保険料	242,138	311,348	284,764	279,417	619,937	602,038	602,052	602,766	1,806,856		
係 その他保険料	833,490	843,277	672,796	783,188	-35,514	73,132	72,501	217,762	363,395		
新エネルギー等関係	5,350	5,350	5,350	5,350	5,144	5,144	5,144	5,144	15,432		
その他	25,312	48,360	43,004	38,892	50,567	48,853	42,606	42,606	134,065		
合計	1,216,888	1,313,976	1,104,945	1,211,936	737,938	838,941	830,540	974,976	2,644,457		

〔原子力損害賠償支援機構一般負担金〕

(単位：千円)

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平均						
原子力損害賠償支援機構 一般負担金	-	-	5,354,550	1,784,850	10,709,100	10,709,100	10,709,100	10,709,100	32,127,300		

〔普及開発関係費〕

(単位：千円)

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平均						
販売関係普及開発関係費	4,370,949	4,076,225	2,321,056	3,589,410	2,098,707	468,860	440,131	440,131	1,349,122		
一般普及開発関係費	4,236,615	4,456,517	3,335,630	4,009,587	2,355,713	2,200,478	2,200,478	2,200,478	6,601,434		
合計	8,607,564	8,532,743	5,656,687	7,598,998	4,454,420	2,669,338	2,640,609	2,640,609	7,950,556		

〔養成費〕

(単位：千円)

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平均						
研修施設運営費	295,684	297,599	107,321	233,535	238,848	270,294	270,294	270,294	810,882		
その他養成費	1,765,183	1,885,604	1,621,891	1,757,559	1,450,440	964,535	955,572	949,490	2,869,597		
合計	2,060,867	2,183,203	1,729,213	1,991,094	1,689,288	1,234,829	1,225,866	1,219,784	3,680,479		

〔研究費〕

(単位：千円)

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平均						
社内研究費	603,574	536,033	372,785	504,131	318,989	454,510	580,245	545,115	1,579,870		
委託研究費	5,950,563	6,261,338	4,301,348	5,504,416	4,320,288	4,053,048	5,098,919	5,054,291	14,206,258		
合計	6,554,138	6,797,373	4,674,135	6,008,549	4,639,277	4,507,558	5,679,164	5,599,406	15,786,128		

〔諸費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
通信運搬費	3,350,670	3,378,445	3,920,160	3,549,758		3,474,851	3,671,659	3,747,307	10,994,814		
旅費	1,352,222	1,321,571	1,092,979	1,265,591		963,344	1,088,630	1,082,553	3,265,650		
寄付金	311,240	488,757	639,176	479,724		121,236	-	-	-		
団体費	1,601,730	1,679,756	1,529,017	1,603,501		1,643,347	474,751	474,751	1,424,253		
その他諸費	20,114,947	7,659,249	5,892,134	11,222,110		5,328,620	5,618,007	8,050,224	21,738,196		
合計	26,730,809	14,527,778	13,073,466	18,110,684		11,531,398	10,853,047	13,354,835	37,422,913		

〔電気料貸倒損〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
貸倒損引当額	-53,728	56,808	64,578	22,553		-5,046	4,912	5,400	62,186		
貸倒損発生額	662,989	473,284	532,850	566,374		709,831	658,025	665,680	1,974,766		
合計	609,261	530,093	597,429	578,928		704,785	662,937	671,080	2,036,952		

〔固定資産除却費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
水力発電設備	817,991	751,355	307,676	625,674		425,999	825,309	809,749	611,362	2,246,420	
除却費用	1,785,334	1,096,834	439,330	1,107,166		409,026	1,458,946	1,716,087	1,028,063	4,203,096	
火力発電設備	608,164	878,151	1,483,483	989,933		1,654,395	10,546,990	18,212,760	19,161,825	47,921,575	
除却費用	1,436,378	1,794,472	2,229,014	1,819,955		2,103,545	2,723,984	2,479,036	2,545,607	7,748,627	
原子力発電設備	1,805,386	781,264	1,285,077	1,290,576		213,927	566,618	959,307	1,071,392	2,597,317	
除却費用	731,319	523,442	284,954	513,238		202,452	768,410	1,081,328	1,025,554	2,875,292	
新エネルギー発電設備	11,618	32,008	8,015	17,214		9,684	59,522	14,436	29,115	103,073	
除却費用	4,466	12,772	6,206	7,815		6,870	30,286	20,732	20,925	71,943	
送電設備	1,426,770	2,200,110	1,231,016	1,619,299		1,109,761	1,808,263	2,681,670	3,041,397	7,531,330	
除却費用	2,639,395	3,977,858	1,980,484	2,865,912		2,902,882	3,634,980	5,555,420	5,979,030	15,169,430	
変電設備	1,179,895	1,213,284	1,467,778	1,286,986		1,644,901	1,789,633	2,672,099	1,342,800	5,804,532	
除却費用	1,370,982	1,234,978	1,028,756	1,211,572		1,096,815	1,848,087	2,009,485	2,128,277	5,985,849	
配電設備	1,090,965	704,483	508,127	767,858		826,280	1,219,429	1,178,295	1,189,980	3,587,704	
除却費用	3,668,504	3,653,684	2,980,251	3,434,140		3,183,684	4,351,463	4,198,788	4,651,477	13,201,728	
業務設備	555,171	494,963	564,637	538,257		455,913	688,624	1,115,262	540,088	2,343,974	
除却費用	404,134	512,479	276,907	397,840		430,755	833,420	1,006,766	1,212,661	3,052,847	
合計	7,495,965	7,055,621	6,855,812	7,135,799		6,340,860	17,504,388	27,643,578	26,987,959	72,135,925	
除却費用	12,040,515	12,806,502	9,225,905	11,357,641		10,336,029	15,649,576	18,067,642	18,591,594	52,308,812	

〔原子力発電施設解体費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
解体費	-	-	-	-		-	-	-	-	
資産除去債務計上	4,851,053	5,293,654	68,378	-		-	1,444,896	1,444,896	1,444,896	原子力発電施設解体引当金に関する省令に係るものに限る。
資産除去債務取崩し (貸方)	-	-	-	-		-	-	-	-	
合計	4,851,053	5,293,654	68,378	-		-	1,444,896	1,444,896	1,444,896	

〔共有設備費等分担額，共有設備費等分担額（貸方）〕

（単位：千円）

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
水力発電設備	356,894	335,578	334,004	354,143	371,350	354,834	368,619	1,094,803	
火力発電設備	1,634	1,456	1,496	1,793	2,195	2,195	2,195	6,585	
原子力発電設備	-	490	-	930	1,000	1,000	1,000	3,000	
共有設備費等分担額	3,478	7,658	8,739	3,274	2,642	2,462	2,642	7,746	
送電設備	17,790	13,784	19,899	23,606	29,284	29,156	28,856	87,296	
配電設備	831	770	766	734	803	803	803	2,409	
小計	380,629	359,737	364,906	384,480	407,274	390,450	404,115	1,201,839	
共有設備費等分担額（貸方）	-19,081	-14,318	-20,968	-35,229	-48,753	-35,277	-48,492	-132,522	
合計	361,548	345,419	343,938	349,251	358,521	355,173	355,623	1,069,317	

（記載注意）

（何）の欄には，共有設備について種類別に整理すること。

〔開発費，開発費償却〕

（単位：千円）

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	

〔電力費振替勘定（貸方）〕

（単位：千円）

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
建設工費用	-60,771	-30,093	-28,773	-44,263	-30,509	-45,245	-161,162	-236,916	
附帯事業用	-97,569	-104,647	-99,486	-99,975	-130,040	-130,040	-130,040	-390,120	
合計	-158,340	-134,740	-128,259	-144,238	-160,549	-175,285	-291,202	-627,036	

〔株式交付費，社債発行費〕

（単位：千円）

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債発行費	378,595	332,268	148,528	604,773	539,881	473,473	640,029	1,653,383	
合計	378,595	332,268	148,528	604,773	539,881	473,473	640,029	1,653,383	

(4) 第3条第2項第4号関係

(修繕費)

項目	五近実績										原価算定期間計		備考
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均修繕費率(%)	平成23年度	平成24年度(実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均修繕費率(%)	
	平均帳簿原価	平均帳簿原価	平均帳簿原価	平均帳簿原価	平均帳簿原価	平均修繕費率(%)	平均帳簿原価	平均帳簿原価	平均帳簿原価	平均帳簿原価	平均帳簿原価	平均修繕費率(%)	
水力発電設備	501,639,653	506,018,461	509,288,105	511,187,047	515,101,742	2.06%	522,086,861	527,198,782	540,331,137	557,542,334	566,663,274	2.04%	
	9,268,739	10,831,747	11,185,576	9,607,525	11,464,173	2.06%	7,563,433	7,820,000	10,727,020	11,572,941	11,604,569	2.04%	
火力発電設備	1,626,236,341	1,618,681,952	1,595,119,262	1,569,741,633	1,557,558,694	2.80%	1,545,089,216	1,571,642,143	1,644,267,236	1,665,789,554	1,685,365,036	2.77%	
	41,047,185	48,267,763	54,067,090	40,252,116	39,432,367	2.80%	23,457,747	27,877,000	37,846,366	52,240,869	48,413,430	2.77%	
原子力発電設備	1,288,319,180	1,290,436,773	1,298,403,720	1,309,645,533	1,316,176,055	2.02%	1,325,309,321	1,339,819,212	1,363,370,770	1,405,379,552	1,471,963,513	1.24%	
	17,382,291	32,768,291	26,937,174	30,955,919	23,329,560	2.02%	23,734,611	14,206,000	17,296,786	13,705,440	21,436,373	1.24%	
新エネルギー発電設備	-	-	-	30,274,402	60,524,718	1.59%	61,619,224	63,334,120	64,325,560	65,439,169	66,784,400	2.33%	
	-	-	-	628,705	816,365	1.59%	678,368	578,000	1,901,223	1,127,970	1,542,815	2.33%	
送電設備	1,508,633,129	1,544,794,343	1,576,281,622	1,596,403,307	1,613,752,287	1.06%	1,699,324,706	1,785,659,555	1,808,730,287	1,836,426,642	1,865,293,972	1.01%	
	16,672,580	18,314,545	18,003,051	13,807,277	15,988,760	1.06%	11,794,331	11,015,000	19,101,719	18,646,175	17,963,689	1.01%	
変電設備	765,391,806	779,956,071	793,551,293	808,103,952	832,716,925	1.01%	857,236,846	872,530,027	882,810,628	895,026,664	912,524,166	1.00%	
	7,844,461	8,873,325	9,012,343	6,963,520	7,355,499	1.01%	5,924,321	5,373,000	8,905,905	8,973,092	9,114,258	1.00%	
配電設備	1,319,689,400	1,361,192,267	1,403,455,947	1,435,077,705	1,467,628,438	5.55%	1,502,378,961	1,534,932,482	1,571,395,153	1,611,274,435	1,648,819,801	4.92%	
	75,058,975	80,208,701	83,774,689	71,771,960	76,887,581	5.55%	57,153,451	52,035,000	77,123,203	76,952,580	83,622,686	4.92%	
業務設備	(52,977,874)	(51,805,390)	(55,719,503)	(44,769,120)	(45,804,721)	1.50%	(36,129,753)	(32,911,000)	(54,483,855)	(54,476,246)	(65,000,043)	1.47%	
	377,475,477	371,448,585	364,066,498	364,516,223	368,175,639	1.50%	363,902,083	361,019,214	373,635,042	384,756,861	399,042,886	1.47%	
合計	6,021,778	5,830,691	5,652,955	4,819,949	5,361,303	2.51%	4,029,213	3,238,000	5,534,567	5,702,867	5,788,749	2.51%	
	7,387,384,989	7,472,528,455	7,540,166,450	7,624,949,807	7,731,634,501	2.51%	7,876,947,221	8,056,135,532	8,248,865,811	8,421,635,210	8,616,457,046	2.51%	
	173,296,012	205,095,067	208,632,881	178,806,973	180,635,611	2.51%	134,335,479	122,142,000	178,436,789	188,921,934	199,486,569	2.51%	

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係

〔水利使用料〕

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	2,629,816	2,672,110	2,664,759	7,966,685	

(6) 第3条第2項第6号関係

〔減価償却費〕

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	10,174,410	10,743,411	10,612,512	31,530,333	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	1,770	-	31,199	32,969	
火力発電設備	54,246,228	45,783,954	45,307,777	145,337,959	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	336,123	1,551,370	3,220,185	5,107,678	
原子力発電設備	36,193,710	33,969,174	40,657,983	110,820,867	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
新エネルギー発電設備	1,229,801	1,249,526	1,376,540	3,855,867	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	20,146	6,734	26,880	
送電設備	36,337,127	36,043,603	35,796,412	108,177,142	
特別償却費	-	-	-	-	
変電設備	19,953,937	19,093,904	18,985,332	58,033,173	
特別償却費	-	-	-	-	
配電設備	36,462,739	36,520,426	36,467,806	109,450,971	
特別償却費	-	-	-	-	
業務設備	15,129,551	15,505,888	15,947,619	46,583,058	
特別償却費	-	-	-	-	
合計	209,727,503	198,909,886	205,151,981	613,789,370	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	337,893	1,571,516	3,258,118	5,167,527	

(7) 第3条第2項第7号関係

〔固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税〕

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	32,276,992	33,274,451	33,371,072	98,922,515	
雑税	1,377,812	1,391,495	2,367,975	5,137,282	
電源開発促進税	29,562,750	30,079,500	30,645,750	90,288,000	
事業税	18,606,262	18,083,413	18,075,207	54,764,882	
合計	81,823,816	82,828,859	84,460,004	249,112,679	

(8) 第3条第2項第8号関係

〔地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費〕

(単位：千円)

項目	平成25年度		平成26年度	平成27年度	原価算定期間計		備考
	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)			料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)	
地帯間購入電源費	130,788,824		139,403,671	146,100,061	416,292,556		
地帯間購入送電費	2,790		621,430	701,230	1,325,450		
電力量 (10 ⁶ kWh)	8,355		11,616	12,331	32,302		
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)	221,079,008 (14,998,271)		226,268,920 (16,081,408)	227,842,931 (19,434,990)	675,190,859 (50,514,669)		
他社購入送電費	130,311		130,311	139,193	399,815		
電力量 (10 ⁶ kWh)	24,539		25,121	24,871	74,531		

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

〔建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)〕

(単位：千円)

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均振替率 (%)	平成24年度						
建設分担関連費振替額	68,759,066	38,341,608	76,783,008	0.40%	104,443,652	80,779,829	86,684,727	80,514,665	247,979,221		
総工事資金	-275,037	-153,368	-317,462		-452,906	-357,096	-353,037	-329,830	-1,039,963		
振替額	9,295,423	10,399,973	14,655,864	0.54%	12,857,369	12,606,780	13,181,194	13,610,375	39,398,349		
附帯事業営業費用分担	-79,873	-45,647	-47,717		-30,295	-50,736	-47,717	-47,480	-145,933		
関連費振替額(貸方)											

(10) 第3条第2項第10号関係

〔株式交付費償却、社債発行費償却〕

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
株式交付費償却	-	-	-	-	
社債発行費償却	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

(11) 第3条第2項第11号関係

〔法人税等〕

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
法人税	10,461,603	10,461,603	9,160,136	30,083,342	
法人税割	1,902,336	1,902,336	1,832,526	5,637,198	
合計	12,363,939	12,363,939	10,992,662	35,720,540	

事業報酬明細表

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
特定固定資産	2,434,070,248	2,408,818,496	2,425,824,321	7,268,713,065	
建設中の資産	82,469,294	101,668,533	112,020,420	296,158,247	
核燃料資産	150,873,192	160,115,555	169,064,255	480,053,002	
特定投資	46,486,251	46,495,720	46,504,189	139,486,160	
営業資本	143,135,613	141,036,963	139,248,838	423,421,414	
運転資本	78,340,276	71,932,429	69,659,541	219,932,246	
小計	221,475,889	212,969,392	208,908,379	643,353,660	
繰延償却資産	-	-	-	-	
合計	2,935,374,874	2,930,067,696	2,962,321,564	8,827,764,134	
報酬率(%)	3.0	3.0	3.0	3.0	
電気事業報酬額	88,061,246	87,902,031	88,869,647	264,832,924	

《項目別明細表》

(1) 第4条第3項関係

〔特定固定資産〕

(単位：千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	帳簿原価	527,750,459	552,911,814	562,172,853	1,642,835,126	
	工事費負担金等	24,906,257	25,041,151	25,177,576	75,124,984	
	減価償却累計額	361,273,754	368,038,481	375,997,719	1,105,309,954	
	差引帳簿価額	141,570,448	159,832,182	160,997,558	462,400,188	
	帳簿原価増加額	29,446,702	12,840,214	12,679,462	54,966,378	
	工事費負担金等増加額	144,185	144,185	144,185	432,555	
	減価償却累計額増加額	10,180,548	10,812,174	10,758,950	31,751,672	
	帳簿原価減少額	4,285,347	3,579,175	3,698,620	11,563,142	
	工事費負担金等減少額	9,291	7,760	6,276	23,327	
	減価償却累計額減少額	3,415,821	2,852,936	2,827,965	9,096,722	
	期末残高	552,911,814	562,172,853	571,153,695	1,686,238,362	
	平均帳簿価額	151,521,915	158,615,734	158,178,477	468,316,126	
火力発電設備	帳簿原価	1,630,533,260	1,658,001,211	1,673,577,897	4,962,112,368	
	工事費負担金等	3,624,607	4,173,785	4,747,667	12,546,059	
	減価償却累計額	1,251,858,627	1,287,610,517	1,320,242,176	3,859,711,320	
	差引帳簿価額	375,050,026	366,216,909	348,588,054	1,089,854,989	
	帳簿原価増加額	57,592,737	66,913,099	36,576,178	161,082,014	
	工事費負担金等増加額	584,257	584,257	584,257	1,752,771	
	減価償却累計額増加額	54,806,344	47,914,251	45,857,960	148,578,555	
	帳簿原価減少額	30,124,786	51,336,413	13,001,900	94,463,099	
	工事費負担金等減少額	35,079	10,375	25,292	70,746	
	減価償却累計額減少額	19,054,454	15,282,592	11,645,469	45,982,515	
	期末残高	1,658,001,211	1,673,577,897	1,697,152,175	5,028,731,283	
	平均帳簿価額	393,001,544	361,427,395	344,833,878	1,099,262,817	

(単位：千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
原子力発電設備	帳簿原価	1,348,518,517	1,378,223,022	1,432,536,082	4,159,277,621	
	工事費負担金等	1,061,001	1,137,990	1,214,979	3,413,970	
	減価償却累計額	1,062,198,566	1,095,424,103	1,125,801,553	3,283,424,222	
	差引帳簿価額	285,258,950	281,660,929	305,519,550	872,439,429	
	帳簿原価増加額	33,066,889	58,958,735	84,018,970	176,044,594	
	工事費負担金等増加額	76,989	76,989	76,989	230,967	
	減価償却累計額増加額	35,890,331	34,059,292	41,280,915	111,230,538	
	帳簿原価減少額	3,362,384	4,645,675	5,164,109	13,172,168	
	工事費負担金等減少額	-	-	-	-	
	減価償却累計額減少額	2,664,794	3,681,842	4,092,717	10,439,353	
	平均帳簿価額	1,378,223,022	1,432,536,082	1,511,390,943	4,322,150,047	
	新エネルギー等発電設備	帳簿原価	1,137,990	1,214,979	1,291,968	3,644,937
工事費負担金等		1,095,424,103	1,125,801,553	1,162,989,751	3,384,215,407	
減価償却累計額		281,660,929	305,519,550	347,109,224	934,289,703	
差引帳簿価額		275,658,652	281,855,636	315,224,839	872,739,127	
帳簿原価増加額		63,930,421	64,720,699	66,157,638	194,808,758	
工事費負担金等		5,389,100	5,367,816	5,391,807	16,148,723	
減価償却累計額		45,240,318	45,876,141	47,020,383	138,136,842	
差引帳簿価額		13,301,003	13,476,742	13,745,448	40,523,193	
帳簿原価増加額		1,511,018	1,611,742	1,606,071	4,728,831	
工事費負担金等増加額		38,488	38,488	38,488	115,464	
減価償却累計額増加額		1,237,269	1,290,112	1,414,707	3,942,088	
帳簿原価減少額		720,740	174,803	352,548	1,248,091	
工事費負担金等減少額	59,772	14,497	29,237	103,506		
平均帳簿価額	601,446	145,870	294,196	1,041,512		
送電設備	帳簿原価	64,720,699	66,157,638	67,411,161	198,289,498	
	工事費負担金等	5,367,816	5,391,807	5,401,058	16,160,681	
	減価償却累計額	45,876,141	47,020,383	48,140,894	141,037,418	
	差引帳簿価額	13,476,742	13,745,448	13,869,209	41,091,399	
	帳簿原価増加額	13,356,382	13,243,055	13,673,764	40,273,201	
	工事費負担金等	1,795,200,569	1,822,260,005	1,850,593,279	5,468,053,853	
	減価償却累計額	244,233,388	246,009,060	247,614,542	737,856,990	
	差引帳簿価額	958,336,988	990,919,177	1,021,522,739	2,970,778,904	
	帳簿原価増加額	592,630,193	585,331,768	581,455,998	1,759,417,959	
	工事費負担金等増加額	33,045,116	37,176,571	39,359,527	109,581,214	
	減価償却累計額増加額	2,132,158	2,132,158	2,132,158	6,396,474	
	帳簿原価減少額	36,383,248	36,219,280	36,103,807	108,706,335	
工事費負担金等減少額	5,985,680	8,843,297	9,958,142	24,787,119		
平均帳簿価額	3,801,059	5,615,718	6,323,673	15,740,450		
送電設備	帳簿原価	1,822,260,005	1,850,593,279	1,879,994,664	5,552,847,948	
	工事費負担金等	246,009,060	247,614,542	249,153,628	742,777,230	
	減価償却累計額	990,919,177	1,021,522,739	1,051,302,873	3,063,744,789	
	差引帳簿価額	585,331,768	581,455,998	579,538,163	1,746,325,929	
	平均帳簿価額	587,365,903	581,850,099	578,829,675	1,748,045,677	

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
変電設備	帳簿原価	877,434,877	888,186,378	901,866,950	2,667,488,205	
	工事費負担金等	53,729,235	58,830,502	63,855,813	176,415,550	
	減価償却累計額	588,163,904	600,015,640	607,120,055	1,795,299,599	
	差引帳簿価額	235,541,738	229,340,236	230,891,082	695,773,056	
	帳簿原価増加額	20,915,542	28,851,609	28,800,801	78,567,952	
	工事費負担金等増加額	5,255,454	5,255,454	5,255,454	15,766,362	
	減価償却累計額増加額	19,965,066	19,214,522	19,252,296	58,431,884	
	帳簿原価減少額	10,164,041	15,171,037	7,486,369	32,821,447	
	工事費負担金等減少額	154,187	230,143	113,567	497,897	
	減価償却累計額減少額	8,113,330	12,110,107	5,975,909	26,199,346	
	期末残高	888,186,378	901,866,950	923,181,382	2,713,234,710	
	平均帳簿価額	229,340,236	230,891,082	233,787,240	694,018,558	
配電設備	帳簿原価	1,550,716,036	1,592,074,269	1,630,474,601	4,773,264,906	
	工事費負担金等	27,186,272	28,123,156	29,021,325	84,330,753	
	減価償却累計額	850,373,070	883,538,519	916,854,171	2,650,765,760	
	差引帳簿価額	673,156,694	680,412,594	684,599,105	2,038,168,393	
	帳簿原価増加額	45,412,179	42,290,241	40,619,915	128,322,335	
	工事費負担金等増加額	1,085,068	1,040,357	1,042,254	3,167,679	
	減価償却累計額増加額	35,821,767	35,864,486	35,782,755	107,469,008	
	帳簿原価減少額	4,053,946	3,889,909	3,929,516	11,873,371	
	工事費負担金等減少額	148,184	142,188	143,636	434,008	
	減価償却累計額減少額	2,656,318	2,548,834	2,574,786	7,779,938	
	期末残高	1,592,074,269	1,630,474,601	1,667,165,000	4,889,713,870	
	平均帳簿価額	677,292,013	682,827,377	686,101,651	2,046,221,041	
業務設備	帳簿原価	367,986,955	379,379,487	390,361,844	1,137,728,286	
	工事費負担金等	12,079,322	12,329,616	12,551,325	36,960,263	
	減価償却累計額	252,713,199	265,356,535	277,257,751	795,327,485	
	差引帳簿価額	103,194,434	101,693,336	100,552,768	305,440,538	
	帳簿原価増加額	15,952,173	14,719,042	19,434,153	50,105,368	
	工事費負担金等増加額	296,432	296,432	296,432	889,296	
	減価償却累計額増加額	14,215,809	14,447,916	14,799,543	43,463,268	
	帳簿原価減少額	4,559,641	3,736,685	1,809,565	10,105,891	
	工事費負担金等減少額	46,138	74,723	36,186	157,047	
	減価償却累計額減少額	1,572,473	2,546,700	1,233,291	5,352,464	
	期末残高	379,379,487	390,361,844	407,986,432	1,177,727,763	
	平均帳簿価額	101,693,336	100,552,768	104,350,858	306,596,962	
レシートベース	2,434,070,248	2,408,818,496	2,425,824,321	7,268,713,065		

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	15,903,698	5,400,081	9,533,117	30,836,896
	期中増加額	18,943,085	16,973,250	17,284,402	53,200,737
	期中減少額	29,446,702	12,840,214	12,679,462	54,966,378
	期末帳簿価額	5,400,081	9,533,117	14,138,057	29,071,255
	平均帳簿価額	10,432,657	7,754,159	12,540,517	30,727,333
火力発電設備	期首帳簿価額	89,402,453	113,151,732	122,097,977	324,652,162
	期中増加額	81,342,016	75,859,344	70,100,934	227,302,294
	期中減少額	57,592,737	66,913,099	36,576,178	161,082,014
	期末帳簿価額	113,151,732	122,097,977	155,622,733	390,872,442
	平均帳簿価額	66,447,836	92,857,326	114,721,231	274,026,393
原子力発電設備	期首帳簿価額	44,807,788	50,602,782	56,686,620	152,097,190
	期中増加額	38,861,883	65,042,573	60,147,334	164,051,790
	期中減少額	33,066,889	58,958,735	84,018,970	176,044,594
	期末帳簿価額	50,602,782	56,686,620	32,814,984	140,104,386
	平均帳簿価額	29,620,905	39,806,465	35,016,153	104,443,523
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	31,303	178,290	7,450	217,043
	期中増加額	1,658,005	1,440,902	1,598,621	4,697,528
	期中減少額	1,511,018	1,611,742	1,606,071	4,728,831
	期末帳簿価額	178,290	7,450	-	185,740
	平均帳簿価額	97,461	409,873	188,375	695,709
送電設備	期首帳簿価額	22,766,744	27,745,145	26,129,889	76,641,778
	期中増加額	38,023,517	35,561,315	39,241,556	112,826,388
	期中減少額	33,045,116	37,176,571	39,359,527	109,581,214
	期末帳簿価額	27,745,145	26,129,889	26,011,918	79,886,952
	平均帳簿価額	22,860,105	22,220,296	17,827,104	62,907,505
変電設備	期首帳簿価額	13,020,091	19,181,501	19,389,648	51,591,240
	期中増加額	27,076,952	29,059,756	32,868,662	89,005,370
	期中減少額	20,915,542	28,851,609	28,800,801	78,567,952
	期末帳簿価額	19,181,501	19,389,648	23,457,509	62,028,658
	平均帳簿価額	15,557,691	18,611,594	19,892,528	54,061,813
配電設備	期首帳簿価額	17,765,492	18,306,692	19,295,892	55,368,076
	期中増加額	45,953,379	43,279,441	40,594,855	129,827,675
	期中減少額	45,412,179	42,290,241	40,619,915	128,322,335
	期末帳簿価額	18,306,692	19,295,892	19,270,832	56,873,416
	平均帳簿価額	18,035,349	18,799,019	19,250,517	56,084,885
業務設備	期首帳簿価額	1,298,483	1,904,292	3,435,459	6,638,234
	期中増加額	14,209,218	16,215,315	17,608,096	48,032,629
	期中減少額	13,603,409	14,684,148	19,434,153	47,721,710
	期末帳簿価額	1,904,292	3,435,459	1,609,402	6,949,153
	平均帳簿価額	1,886,584	2,878,334	4,604,414	9,369,332
レシートベース	82,469,294	101,668,533	112,020,420	296,158,247	

〔核燃料資産〕

(単位：千円)

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	123,418,973	134,164,824	147,850,366	405,434,163	
期中増加額	10,746,756	13,709,312	13,766,992	38,223,060	
期中減少額	905	23,770	3,579,404	3,604,079	
期末帳簿価額	134,164,824	147,850,366	158,037,954	440,053,144	
平均帳簿価額	128,791,899	141,007,595	152,944,160	422,743,654	
期首帳簿価額	23,567,959	20,594,626	17,621,293	61,783,878	
期中増加額	-	-	-	-	
期中減少額	2,973,333	2,973,333	3,002,396	8,949,062	
期末帳簿価額	20,594,626	17,621,293	14,618,897	52,834,816	
平均帳簿価額	22,081,293	19,107,960	16,120,095	57,309,348	
レームトベース	150,873,192	160,115,555	169,064,255	480,053,002	

〔特定投資〕

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発					
期首帳簿価額	486,768	477,237	467,706	1,431,711	
期中増加額	-9,531	-9,531	-9,531	-28,593	
期末帳簿価額	477,237	467,706	458,175	1,403,118	
平均帳簿価額	482,003	472,472	462,941	1,417,416	
期首帳簿価額	1,180,839	1,180,839	1,180,839	3,542,517	
期中増加額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	1,180,839	1,180,839	1,180,839	3,542,517	
平均帳簿価額	1,180,839	1,180,839	1,180,839	3,542,517	
期首帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
期中増加額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
平均帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
期首帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
期中増加額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
平均帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
期首帳簿価額	9,725,159	9,745,159	9,763,159	29,233,477	
期中増加額	20,000	18,000	18,000	56,000	
期末帳簿価額	9,745,159	9,763,159	9,781,159	29,289,477	
平均帳簿価額	9,735,159	9,754,159	9,772,159	29,261,477	
期首帳簿価額	46,486,251	46,495,720	46,504,189	139,486,160	
平均帳簿価額	46,486,251	46,495,720	46,504,189	139,486,160	
燃料調達関係プロジェクト ・ロシアプロジェクト ・アジアの縮小プロジェクト					燃料調達関係プロジェクトについては、弊社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、投資額を繰り表示している。
レポートベース					

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	445,410	445,410	445,410	1,336,230	
	給料手当	88,487,661	88,244,817	87,800,194	264,532,672	
	給料手当振替額（貸方）	-796,389	-794,203	-790,202	-2,380,794	
	退職給与金	18,502,423	18,781,351	19,476,728	56,760,502	
	厚生費	17,904,017	17,973,366	18,032,862	53,910,245	
	委託検針費	4,290,967	4,287,481	4,283,389	12,861,837	
	委託集金費	681,042	697,316	711,562	2,089,920	
	雑給	2,567,666	2,721,025	2,777,081	8,065,772	
	燃料費	553,761,568	500,571,778	480,429,237	1,534,762,583	
	使用済燃料再処理等発電費	435,016	505,328	3,530,280	4,470,624	
	使用済燃料再処理等既発電費	2,691,133	2,691,133	2,691,133	8,073,399	
	廃棄物処理費	12,153,245	11,482,081	12,194,122	35,829,448	
	特定放射性廃棄物処分費	668,481	-	570,484	1,238,965	
	消耗品費	5,393,975	5,263,451	5,294,386	15,951,812	
	修繕費	178,436,789	188,921,934	199,486,569	566,845,292	
	水利使用料	2,629,816	2,672,110	2,664,759	7,966,685	
	補償費	1,613,290	1,414,351	1,256,713	4,284,354	
	貸借料	27,059,971	26,788,708	26,774,650	80,623,329	
	託送料	1,560,410	1,556,754	1,497,796	4,614,960	
	事業者間精算費	360,785	369,681	356,992	1,087,458	
	委託費	53,280,731	58,150,156	47,259,039	158,689,926	
	損害保険料	838,941	830,540	974,976	2,644,457	
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	10,709,100	10,709,100	10,709,100	32,127,300	
	普及開発関係費	2,669,338	2,640,609	2,640,609	7,950,556	
	養成費	1,234,829	1,225,866	1,219,784	3,680,479	
	研究費	4,507,558	5,679,164	5,599,406	15,786,128	
	諸費	10,962,625	10,853,047	13,354,835	35,170,507	
	電気料貸倒損	651,061	658,025	665,680	1,974,766	
	減価償却費	2,172,830	2,557,250	2,859,850	7,589,930	
	固定資産除却費	15,649,576	18,067,642	18,591,594	52,308,812	
	共有設備費等分担額	407,274	390,450	404,115	1,201,839	
	共有設備費等分担額（貸方）	-48,753	-35,277	-48,492	-132,522	
	地帯間購入電源費	130,788,824	139,403,671	146,100,061	416,292,556	
地帯間購入送電費	2,790	621,430	701,230	1,325,450		
他社購入電源費	221,079,008	226,268,920	227,842,931	675,190,859		
他社購入送電費	130,311	130,311	139,193	399,815		
建設分担関連費振替額（貸方）	-357,096	-353,037	-329,830	-1,039,963		
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-50,736	-47,717	-47,480	-145,933		
開発費	-	-	-	-		
電力費振替勘定（貸方）	-160,549	-175,285	-291,202	-627,036		
株式交付費	-	-	-	-		
社債発行費	539,881	473,473	640,029	1,653,383		
小 計	1,373,854,819	1,352,642,210	1,348,469,573	4,074,966,602		
控除収益項目	地帯間販売電源料	204,932,341	199,749,977	209,675,796	614,358,114	
	地帯間販売送電料	2,935,760	2,524,000	4,064,400	9,524,160	
	他社販売電源料	3,813,981	4,433,085	4,948,429	13,195,495	
	他社販売送電料	-	-	-	-	
	遅収加算料金	2,074,459	2,096,648	-	4,171,107	
	託送収益	282,284	297,093	310,207	889,584	
	事業者間精算収益	2,855,568	3,286,541	3,015,871	9,157,980	
	電気事業雑収益	11,867,799	11,951,360	12,456,269	36,275,428	
	預金利息	7,720	7,803	7,894	23,417	
	小 計	228,769,912	224,346,507	234,478,866	687,595,285	
合 計	1,145,084,907	1,128,295,703	1,113,990,707	3,387,371,317		
レートベース	143,135,613	141,036,963	139,248,838	423,421,414		

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

〔運転資本（貯蔵品）〕

(単位：千円)

項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		原価算定期間計		備考
	消費金額 平均月数	1.5	82,263,245	1.5	90,036,484	1.5	264,457,030	1.5	
石炭費	計	11,519,663	10,282,906	11,254,561	33,057,130				
	消費金額 平均月数	133,679,938	88,329,830	82,380,711	304,390,479				
燃料油脂費	計	1.5	1.5	1.5	1.5				
	消費金額 平均月数	16,709,992	11,041,229	10,297,589	38,048,810				
ガス費	計	320,390,823	322,571,758	300,431,012	943,393,593				
	消費金額 平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5				
助燃費	計	40,048,853	40,321,470	37,553,877	117,924,200				
	消費金額 平均月数	1,217,259	1,005,797	1,242,153	3,465,209				
小計	計	152,157	125,725	155,269	433,151				
	消費金額 平均月数	68,430,665	61,771,330	59,261,296	189,463,291				
新エネルギー等貯蔵品	消費金額	-	-	-	-				
	平均月数	-	-	-	-				
小計	計	-	-	-	-				
	消費金額 平均月数	1,571,395,154	1,611,274,437	1,648,879,219	4,831,548,810				
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価	5.045%	5.045%	5.045%	5.045%				
	一般貯蔵品払出率	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%				
小計	一般貯蔵品在庫率	9,909,611	10,161,099	10,398,245	30,468,955				
	合計	78,340,276	71,932,429	69,659,541	219,932,246				
レポートベース		78,340,276	71,932,429	69,659,541	219,932,246				

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

〔繰延償却資産〕

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	-	-	-	-	-
増加額	-	-	-	-	-
償却額	-	-	-	-	-
期末帳簿価額	-	-	-	-	-
平均帳簿価額	-	-	-	-	-
期首帳簿価額	-	-	-	-	-
増加額	-	-	-	-	-
償却額	-	-	-	-	-
期末帳簿価額	-	-	-	-	-
平均帳簿価額	-	-	-	-	-
期首帳簿価額	-	-	-	-	-
増加額	-	-	-	-	-
償却額	-	-	-	-	-
期末帳簿価額	-	-	-	-	-
平均帳簿価額	-	-	-	-	-
リース	-	-	-	-	-

(2) 第4条第4項関係

〔報酬率〕

(単位：%)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	適用率	備考
自己資本報酬率	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	6.41	
	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08		
他人資本報酬率	-	-	-	-	-	-	1.49	1.49	1.49
事業報酬率	-	-	-	-	-	-	-	3.0	

(記載注意)

報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

第3表

控除収益明細表

項目	平成25年度				平成26年度				平成27年度				備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均運収率 (%)	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計				
運収加算料金					2,096,648				4,171,107				
地帯間販売電源料			204,932,341		199,749,977		209,675,796		614,358,114				
地帯間販売送電料			2,935,760		2,524,000		4,064,400		9,524,160				
他社販売電源料			3,813,981		4,433,085		4,948,429		13,195,495				
他社販売送電料			-		-		-		-				
託送収益			282,284		297,093		310,207		889,584				
事業者間精算収益			2,855,568		3,286,541		3,015,871		9,157,980				
電気事業雑収益			11,867,799		11,951,360		12,456,269		36,275,428				
預金利息			7,720		7,893		7,894		23,417				
合計			228,769,912		224,346,507		234,478,866		687,595,285				

(単位：千円)

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[運収加算料金]

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均運収率 (%)						
運収加算料金	1,840,233	1,880,441	1,611,832	0.1365%	1,840,132	2,074,459	2,096,648	-	4,171,107	
電灯・電力料収入	1,284,923,937	1,330,320,097	1,288,971,339	-	1,348,082,075	1,519,750,044	1,536,006,175	-	3,055,756,219	

(単位：千円)

[地帯間販売電源料, 地帯間販売送電料, 他社販売電源料, 他社販売送電料]

項目	平成25年度				平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)				
地帯間販売電源料	204,932,341		199,749,977		209,675,796		614,358,114	
地帯間販売送電料	2,935,760		2,524,000		4,064,400		9,524,160	
他社販売電源料	16,046		14,658		18,804		49,508	
他社販売送電料	3,813,981		4,433,085		4,948,429		13,195,495	
電力料	-		-		-		-	
合計	320		357		392		1,069	

(単位：千円)

[託送収益]

項目	平成25年度				平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)				
託送収益	282,284		297,093		310,207		889,584	

(単位：千円)

[事業者間精算収益]

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
事業者間精算収益	8,033	8,017	2,943	6.331	8,896	7,563	8,216	7,540	23,319	
合計	2,570,696	2,565,442	941,722	2,025,953	2,846,696	2,855,568	3,286,541	3,015,871	9,157,980	

(単位：千円)

[電気事業雑収益]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
契約超過金	504,599	870,203	182,481	519,094	302,909	347,709	347,709	1,043,127		
連約金	15,255	425	1,844	5,841	19,249	5,841	5,841	17,523		
諸貸付料	-	-	-	-	-	-	-	-		
受託運転益	14,071	8,312	9,597	10,660	9,726	9,822	9,822	29,514		
器具販売益	-	-	-	-	-	-	-	-		
受託工事益	32,038	27,463	28,994	29,498	23,364	29,498	29,498	88,494		
広告料	31,525	29,679	26,932	29,379	25,082	21,754	20,260	65,373		
供給雑収	678,732	750,566	745,451	724,916	897,040	724,914	1,122,240	2,572,068		
雑口	9,834,971	14,480,474	19,008,843	14,441,429	20,445,452	10,811,822	10,920,899	32,459,329		
合計	11,111,194	16,167,124	20,004,144	15,760,821	21,722,822	11,867,799	12,456,269	36,275,428		

[預金利息]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均残高率(%)						
普通預金利息	14,647	8,443	10,133	2.540%	6,074	7,720	7,894	23,417		
譲渡性預金利息	-	717	6,975	0.160%	8,754	-	-	-		
合計	14,647	9,160	17,109	-	14,828	7,720	7,894	23,417		
電灯・電力料収入	1,284,923,937	1,330,320,097	1,288,971,339	-	1,348,082,075	1,519,750,044	1,536,006,175	1,553,875,319	4,609,631,538	

(記載注意)

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項関係)

8 部門整理表 (1)

(単位:千円)

役員 給料 手当 振替額 (貸方)	水力発電費			火力発電費			原子力発電費		
	計			計			計		
	固	有	一般	固	有	一般	固	有	一般
85,231	-	-	85,231	157,163	-	-	157,163	-	-
13,172,459	10,210,217	-	24,293,592	24,293,592	19,636,417	4,657,175	4,657,175	18,431,815	-
-91,009	-51,162	-	-39,847	-369,409	-295,932	-73,477	-73,477	-81,828	-12,928
2,365,056	-	-	2,365,056	4,508,143	-	4,508,143	4,508,143	4,230,628	-
2,684,419	2,080,726	-	603,693	4,950,844	4,001,731	949,113	949,113	4,642,113	3,756,274
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
266,646	65,950	-	200,696	931,198	561,120	370,078	370,078	744,656	397,630
-	-	-	-	1,516,889,838	1,516,889,838	-	-	3,578,303	3,578,303
-	-	-	-	-	-	-	-	4,470,624	-
-	-	-	-	26,977,296	26,977,296	-	-	8,852,152	-
322,829	186,847	-	135,982	3,510,410	3,259,663	250,747	250,747	1,238,965	-
34,202,999	33,904,530	-	298,469	139,087,217	138,500,665	586,552	586,552	52,883,493	52,438,599
7,966,685	7,966,685	-	-	-	-	-	-	-	-
526,699	502,481	24,218	985,165	2,103,504	2,006,786	96,718	96,718	50,664	48,334
1,425,431	440,266	-	985,165	3,253,919	1,131,202	2,122,717	2,122,717	4,664,125	2,462,344
789,261	789,261	-	-	-	-	-	-	28,989	28,989
(789,261)	(789,261)	-	-	-	-	-	-	(28,989)	(28,989)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4,031,386	3,648,528	382,858	382,858	22,705,054	21,952,660	752,394	752,394	51,181,503	570,684
100,709	99,612	1,097	1,097	236,671	234,092	2,579	2,579	2,170,251	23,911
-	-	-	-	-	-	-	-	32,127,300	-
173,603	-	173,603	173,603	351,241	-	351,241	351,241	671,436	671,436
450,627	-	450,627	450,627	4,023,828	-	4,023,828	4,023,828	5,026,630	-
1,151,035	419,543	731,492	731,492	10,556,185	6,954,926	3,601,259	3,601,259	1,357,215	1,264,834
6,359,320	6,315,279	44,041	44,041	16,591,709	16,515,607	76,102	76,102	14,481,384	-
16,335	11,850	4,485	4,485	397,826	288,598	109,228	109,228	1,401,251	530,327
33,065,572	32,473,036	592,536	592,536	153,488,765	152,464,869	1,023,896	1,023,896	114,392,145	331,671
(909,734)	(909,734)	-	-	(2,019,232)	(2,019,232)	-	-	(3,571,278)	-
6,518,164	6,449,516	68,648	68,648	55,788,824	55,670,202	118,622	118,622	5,511,034	38,425
-	-	-	-	-	-	-	-	1,444,896	-
1,094,803	1,094,803	-	-	6,585	6,585	-	-	3,000	3,000
-	-	-	-	-	-	-	-	-132,522	-
-32,000	-	-32,000	-32,000	-570,768	-	-570,768	-570,768	-317,536	-317,536
-4,808	-	-4,808	-4,808	-73,796	-	-73,796	-73,796	-14,224	-14,224
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
111,107	-	111,107	111,107	260,854	-	260,854	260,854	207,053	207,053
1,176,992	-	1,176,992	1,176,992	18,063,163	-	18,063,163	18,063,163	3,481,681	3,481,681
15,932,373	-	15,932,373	15,932,373	46,131,713	-	46,131,713	46,131,713	49,743,431	49,743,431
(401,036)	-	(401,036)	(401,036)	(972,012)	-	(972,012)	(972,012)	(1,607,481)	(1,607,481)
133,861,924	106,607,968	27,253,956	27,253,956	2,054,251,569	1,966,756,325	87,495,244	87,495,244	395,942,463	74,355,772

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
- 3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項関係)

8部門整理表(2)

(単位:千円)

	新エネルギー等発電費			送電費			変電費		
	計			計			計		
	固	有	一般	固	有	一般	固	有	一般
役員給与	5,545	-	5,545	157,163	-	157,163	212,734	-	212,734
給料手当	858,004	694,830	163,174	24,293,629	15,313,765	8,979,864	32,880,975	26,527,142	6,353,833
給料手当振替額(貸方)	-3,282	-690	-2,592	-393,170	-319,693	-73,477	-441,362	-341,905	-99,457
退職給付	159,266	-	159,266	3,710,297	3,710,297	3,710,297	6,089,664	-	6,089,664
厚生年金	174,860	141,606	33,254	4,950,935	3,120,876	1,830,059	6,701,041	5,406,156	1,294,885
委託料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託料	13,057	-	13,057	529,966	159,888	370,078	717,828	216,895	500,933
燃料	17,872,745	17,872,745	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定放射線廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品	92,934	84,087	8,847	627,727	376,980	250,747	788,882	449,474	339,408
消耗品	4,597,888	4,572,008	25,880	56,354,662	55,711,583	643,079	27,271,122	26,993,255	277,867
水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水	94	90	4	1,078,783	1,029,180	49,603	13,169	12,564	605
補償	186,495	32,562	153,933	7,818,502	5,094,079	2,724,423	4,461,759	3,419,230	1,042,529
賃借料	-	-	-	3,420,585	3,420,585	-	359,839	359,839	-
送料	(-)	(-)	(-)	-	-	-	-	-	-
事業者間精算	-	-	-	1,087,458	1,087,458	-	-	-	-
委託料	569,786	536,589	33,197	8,790,743	7,965,839	824,904	3,348,900	2,992,468	356,432
損害保険	17,178	16,991	187	129	128	1	72,001	71,216	785
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原価	7,399	-	7,399	284,066	284,066	284,066	377,751	377,751	377,751
研究費	227,005	-	227,005	1,668,239	1,668,239	1,668,239	844,873	844,873	844,873
研究費	85,907	38,316	47,591	2,152,132	801,877	1,350,255	2,470,209	644,417	1,825,792
電気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気料	507,357	507,357	-	19,158,312	19,097,029	61,283	9,429,548	9,395,548	34,000
固定資産	3,354	2,437	917	128,282	93,062	35,220	307,663	223,189	84,474
固定資産	4,185,045	4,185,045	-	102,371,710	101,547,190	824,520	58,328,179	57,870,733	457,446
減価償却	(302,298)	(302,298)	(-)	-	-	-	-	-	-
固定資産除却	175,016	175,016	-	22,796,284	22,700,760	95,524	11,843,378	11,790,381	52,997
原子力発電施設解体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備等分担額	7,746	7,746	-	87,296	87,296	-	-	-	-
共有設備等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-43,802	-	-43,802	-75,857	-	-75,857
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-1,131	-	-1,131	-11,428	-	-11,428	-6,856	-	-6,856
開業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行	9,557	-	9,557	414,702	-	414,702	164,660	-	164,660
社債発行	276,834	-	276,834	2,797,275	-	2,797,275	1,678,151	-	1,678,151
法人税	1,447,032	-	1,447,032	53,875,501	-	53,875,501	23,013,328	-	23,013,328
電気事業報酬	(139,902)	(-)	(139,902)	318,105,978	237,287,892	80,818,086	190,851,679	146,030,702	44,820,977
合計	31,475,691	28,866,735	2,608,956	318,105,978	237,287,892	80,818,086	190,851,679	146,030,702	44,820,977

(記載注意)
 1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
 2 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
 3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とする。

様式第3 (第6条第3項関係)

8 部門整理表 (3)

	配電費		販売費		合計
	計		計		
	固有	一般	固有	一般	
役員給与	477,651	477,651	468,597	468,597	1,711,458
給料手当振替額(貸方)	73,826,395	12,977,956	60,006,043	12,423,063	264,532,672
給料手当振替額(貸方)	-750,801	-223,311	-30,865	-219,078	-2,380,794
退職給付	13,910,709	13,910,709	13,710,454	13,710,454	48,684,247
厚生年金	15,045,515	2,644,863	12,228,749	2,631,769	53,910,245
委託除針	-	-	12,861,837	-	12,861,837
委託集金	-	-	2,089,920	2,089,920	2,089,920
雑費	2,829,660	1,124,744	1,190,637	1,103,424	8,327,072
燃料	-	-	-	-	1,538,340,886
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	4,470,624
廃棄物処理費	-	-	-	-	35,829,448
特定放射線廃棄物処分費	-	-	-	-	1,238,965
消耗品	4,419,955	762,073	3,932,737	747,627	15,951,812
修理費	245,189,309	7,490,840	7,258,602	7,258,602	566,845,292
水利使用料	-	-	-	-	7,966,685
備償	500,290	23,003	11,151	512	4,284,354
賃借	41,606,577	12,760,532	17,206,521	17,206,521	80,623,329
託送料	16,176	-	-	-	4,614,960
事業者間精算	-	-	-	-	1,087,488
委託記簿	33,517,740	11,149,464	24,663,223	9,310,907	158,689,926
損害保険料	22,418	244	1,189	13	2,644,457
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	32,127,300
普及関係	-	-	1,349,122	6,601,434	7,950,556
養成	913,851	913,851	901,142	901,142	3,680,479
研究	2,169,771	2,169,771	-	-	15,786,128
研究費	5,595,494	1,496,055	8,606,581	4,183,321	37,422,913
電気料貸倒	-	-	2,036,952	-	2,036,952
電気資産	30,946,520	1,773,895	1,448,365	1,448,365	98,922,515
固定資産	41,032	11,270	1,676,651	634,561	5,137,282
減価償却	133,307,185	23,866,364	19,486,625	19,486,625	618,956,897
固定資産除却	19,554,439	2,765,007	2,257,598	2,257,598	124,444,737
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	1,444,896
共有設備等分担額	2,409	2,409	-	-	1,201,839
共有設備等分担額(貸方)	-	-	-	-	-132,522
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-1,039,963
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-25,169	-25,169	-8,521	-8,521	-145,933
開業費	-	-	-	-	-
開業費償却	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-
社債発行費	485,450	485,450	-	-	1,653,383
社債発行費償却	-	-	-	-	-
法人税	6,160,722	6,160,722	2,085,722	2,085,722	35,720,540
電気事業報酬	70,859,087	70,859,087	3,830,459	3,830,459	264,832,924
合計	700,622,385	176,178,445	237,214,057	107,338,272	4,062,325,746

(単位:千円)

(記註注意)
 1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第5項又は第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
 2 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
 3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第4 (第6条第4項関係)

配電費・販売費整理表

	高圧配電費			低圧配電費		需要家費		給電費		一般販売費	合 計
	高圧配電費	低圧配電費	需要家費	ネットワーク給電費	非ネットワーク給電費	ネットワーク給電費	非ネットワーク給電費				
役員給与	278,078	106,379	209,631	32,869	4,408	314,883	946,248				
給料手当振替額(貸方)	42,980,024	16,442,103	32,401,452	5,080,410	681,325	48,670,187	146,255,501				
退職給付(貸方)	-437,099	-167,213	-208,592	-17,531	-2,351	-167,948	-1,000,734				
厚生費	8,098,494	3,098,097	6,120,892	961,696	128,971	9,213,013	27,621,163				
委託検査針費	8,759,152	3,350,833	6,603,224	1,035,350	138,849	9,918,625	29,806,033				
委託集金費	-	-	12,861,837	-	-	12,861,837	12,861,837				
雑給料	1,647,363	630,202	2,089,920	160,913	21,580	1,541,540	2,089,920				
燃料	-	-	-	-	-	-	-				
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-				
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-				
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-				
消耗品費	2,573,196	984,382	1,839,583	275,855	36,994	2,642,682	8,352,692				
修理費	148,641,516	56,863,137	41,516,437	417,234	55,954	4,953,633	252,447,911				
水使用料	-	-	-	-	-	-	-				
借入金	291,257	111,421	100,383	782	105	7,493	511,441				
賃借料	30,094,037	11,512,540	4,342,238	989,053	132,640	11,742,590	58,813,098				
託送料	11,700	4,476	-	-	-	-	16,176				
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	-				
委託託保費	15,246,919	5,832,742	24,065,403	1,481,563	196,978	20,668,265	67,491,870				
損害賠償支援機構一般負担金	16,215	6,203	295	84	11	799	23,607				
普及関係費	-	-	-	-	-	-	-				
原動力発電設備一般負担金	-	-	-	-	-	-	-				
養成費	532,023	203,627	347,879	240,693	32,279	7,950,556	7,950,556				
研究費	1,217,703	465,835	542,904	1,027,439	137,788	458,592	1,814,993				
諸費	3,257,567	1,246,190	4,219,684	882,985	118,416	153,257	3,544,926				
電気料	-	-	-	-	-	8,660,554	18,385,396				
固定資産倒産税	20,545,251	7,859,631	2,935,492	22,196	2,977	2,036,952	2,036,952				
雑税	23,888	9,138	582,296	162,116	21,741	1,029,338	32,394,885				
減価償却費	88,502,023	33,856,643	16,247,517	298,629	40,049	1,553,065	2,352,244				
固定資産除却費	12,982,102	4,966,331	2,219,915	34,597	4,640	13,848,949	152,793,810				
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	1,604,452	21,812,037				
共有設備等分担保額	1,742	667	-	-	-	-	2,409				
共有設備等分担保額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-				
建設分担保連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-				
附帯事業営業費用分担保連費振替額(貸方)	-18,205	-6,964	-2,117	-598	-80	-5,726	-33,690				
開発費	-	-	-	-	-	-	-				
開発費	-	-	-	-	-	-	-				
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-				
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-				
社債発行費	322,288	123,292	39,870	-	-	-	485,450				
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-				
法人税	4,090,075	1,564,667	1,024,240	146,299	19,620	1,401,543	8,246,444				
電気事業報酬	47,043,020	17,996,410	6,786,312	220,180	29,528	2,614,096	74,689,546				
合 計	436,700,329	167,060,669	168,008,818	13,452,814	1,802,422	150,811,390	937,836,442				

(記載注意)
様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第5 (第8条第1項, 第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費用細表(1)

	水力発電費のうちアンシラリーサービス費				火力発電費のうちアンシラリーサービス費				総送電費			
	計		可変		計		可変		計		可変	
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変		
役員給与	2,673	-	8,605	-	8,605	-	157,163	-	157,163	-	-	
給料手当振替額(貸方)	413,088	-	1,330,074	-	1,330,074	-	24,293,629	-	24,293,629	-	-	
退職給付(貸方)	-2,854	-	-20,225	-	-20,225	-	-393,170	-	-393,170	-	-	
厚生年金費	74,168	-	246,821	-	246,821	-	3,710,297	-	3,710,297	-	-	
委託検査針費	84,183	-	271,059	-	271,059	-	4,950,935	-	4,950,935	-	-	
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
雑給料	8,362	-	50,983	-	50,983	-	529,966	-	529,966	-	-	
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
消耗品費	5,062	-	96,097	-	96,097	-	627,727	-	627,727	-	-	
修理費	1,072,606	-	7,615,025	-	7,615,025	-	56,354,662	-	56,354,662	-	313,864	
水利便用材料	249,835	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
備償費	16,517	-	115,167	-	115,167	-	1,078,783	-	1,078,783	-	-	
借料	44,702	-	178,152	-	178,152	-	7,818,502	-	7,818,502	-	-	
託送料	-	-	-	-	-	-	3,420,595	-	3,420,595	-	-	
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	1,087,458	-	1,087,458	-	1,087,458	
委託費	126,424	-	1,243,102	-	1,243,102	-	8,790,743	-	8,790,743	-	-	
損害賠償支援機構一般負担料	3,158	-	12,958	-	12,958	-	129	-	129	-	-	
原子力損害賠償関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
普及開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
養成費	5,444	-	19,230	-	19,230	-	284,056	-	284,056	-	-	
研究費	14,132	-	220,305	-	220,305	-	1,668,239	-	1,668,239	-	-	
諸費	36,096	-	577,951	-	577,951	-	2,152,132	-	2,152,132	-	-	
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産税	199,428	-	908,396	-	908,396	-	19,158,312	-	19,158,312	-	-	
雑税	512	-	21,781	-	21,781	-	128,282	-	128,282	-	-	
減価償却費	1,021,620	-	8,351,643	-	8,351,643	-	102,371,710	-	102,371,710	-	-	
固定資産除却費	204,410	-	3,054,438	-	3,054,438	-	22,796,284	-	22,796,284	-	-	
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
共有設備等分担額(貸方)	34,333	-	361	-	361	-	87,296	-	87,296	-	-	
共有設備等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	1,325,450	-	1,325,450	-	1,325,450	
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	289,943	-	289,943	-	-	
建設分担関連費(貸方)	-1,004	-	-31,250	-	-31,250	-	-43,802	-	-43,802	-	-	
附帯事業営業費用分担関連費(貸方)	-151	-	-4,040	-	-4,040	-	-11,428	-	-11,428	-	-	
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債発行費	3,484	-	14,282	-	14,282	-	414,702	-	414,702	-	-	
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人税	36,910	-	988,958	-	988,958	-	2,797,275	-	2,797,275	-	-	
電気事業報償	493,194	-	2,502,645	-	2,502,645	-	53,875,501	-	53,875,501	-	-	
地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	-9,524,160	-	-9,524,160	-	-9,524,160	
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	4,146,332	-	27,772,518	-	27,772,518	-	310,197,211	-	310,197,211	-	-6,797,388	

(記載注意)
様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5 (第8条第1項, 第2項関係)
第2表

送電・高圧配電非関連費用細表(1)

科目	水力発電費のうちの総非燃料費		火力発電費のうちの総非燃料費		総原子力発電費		総新エネルギー等発電費	
	計		計		計		計	
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変
役員給与	82,558	-	141,912	6,646	147,374	147,374	5,545	5,545
当手料	12,759,371	-	21,936,130	1,027,388	22,778,512	22,778,512	888,004	888,004
給料手当額(貸方)	-88,155	-	-333,562	-15,622	-81,828	-81,828	-3,282	-3,282
退職給付	2,290,888	-	4,251,322	190,652	4,230,628	4,230,628	159,266	159,266
厚生給付	2,600,236	-	4,470,411	209,374	4,642,113	4,642,113	174,860	174,860
委託金	-	-	-	-	-	-	-	-
雑費	288,284	-	880,215	39,381	744,656	744,656	13,057	13,057
燃料費	-	-	1,516,839,838	1,516,839,838	3,578,303	3,578,303	17,872,745	17,872,745
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	4,470,624	4,470,624	-	-
廃棄物処理費	-	-	26,377,296	26,377,296	8,852,152	8,852,152	-	-
特定放射線廃棄物処分費	-	-	-	-	1,238,965	1,238,965	-	-
消耗品	317,767	161,415	3,414,313	1,584,880	668,481	668,481	-	-
修繕費	33,130,383	-	1,584,880	1,829,433	1,128,169	1,128,169	46,467	46,467
水料	7,716,850	-	131,472,192	5,882,066	52,883,483	52,883,483	4,597,888	4,597,888
電力	510,182	-	1,988,337	88,958	50,664	50,664	94	94
賃借費	1,380,729	-	3,975,767	137,610	4,664,125	4,664,125	186,495	186,495
送料	789,261	-	-	-	28,989	28,989	-	-
事業用期間精算	(789,261)	(-)	(-)	(-)	(28,989)	(28,989)	(-)	(-)
委託保証金	3,904,962	-	21,461,962	900,208	51,752,187	51,752,187	569,786	569,786
損害賠償	97,551	-	223,713	10,009	2,194,162	2,194,162	17,178	17,178
原子力損害賠償支障機関一般負担金	-	-	-	-	32,127,300	32,127,300	-	-
普及費	-	-	-	-	-	-	-	-
研究費	168,159	-	332,011	14,854	671,436	671,436	7,399	7,399
研究費	436,495	-	3,803,523	170,170	5,026,630	5,026,630	227,005	227,005
研究費	1,114,939	-	9,978,234	446,426	2,622,049	2,622,049	85,907	85,907
固定資産	6,159,892	-	15,983,313	701,671	14,481,384	14,481,384	507,357	507,357
減価償却	15,923	-	765,045	16,924	1,491,576	1,491,576	3,954	3,954
固定資産	32,043,952	-	145,137,122	6,405,720	114,723,816	114,723,816	4,185,045	4,185,045
固定資産	(896,521)	(-)	(1,900,546)	(3,571,278)	(3,571,278)	(3,571,278)	(302,298)	(302,298)
固定資産	6,313,754	-	50,375,050	2,389,336	5,511,034	5,511,034	175,016	175,016
共有設備	1,090,470	-	6,224	278	3,000	3,000	7,746	7,746
共有設備	-	-	-	-	-132,522	-132,522	-	-
共有設備	89,228,820	-	243,011,850	243,011,850	77,641,177	77,641,177	3,535,320	3,535,320
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	95,767,077	27,900,563	499,868,392	356,150,366	27,997,557	27,997,557	2,365,003	2,365,003
再エネ特措法交付金相当額を除く。)	-	-	148,218,026	-	-	-	50,514,669	48,149,666
他社購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	98,484	-	-	-	-	-	11,388	11,388
建設分損返費(貸方)	-30,996	-	-515,380	-24,138	-317,536	-317,536	-	-
附帯事業営業費用分損返費(貸方)	-4,657	-	-69,756	-3,121	-14,224	-14,224	-1,131	-1,131
開業費	-	-	-	-	-	-	-	-
開業費	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	107,623	-	246,572	11,032	207,053	207,053	9,557	9,557
法人事業	-	-	-	-	-	-	-	-
電気事業	1,140,082	-	17,074,205	763,900	3,481,681	3,481,681	276,834	276,834
地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	15,439,179	-	43,629,068	1,909,826	49,743,431	49,743,431	1,447,032	1,447,032
地帯間販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	(394,905)	(-)	(941,861)	(-)	(1,607,481)	(1,607,481)	(139,902)	(139,902)
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	-92,074,982	-90,228,004	-401,051,346	-334,850,270	-118,636,286	-118,636,286	-1,100,000	-1,100,000
他社販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	-1,049,570	-797,561	-11,724,628	-9,937,165	-297,038	-297,038	-28,874	-28,874
合算	221,685,421	26,273,233	2,356,983,319	1,821,360,796	382,647,873	382,647,873	15,902,996	15,902,996

(記載注意)
1. 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内訳として記載すること。
2. その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5 (第8条第1項, 第2項関係)
第2表

送電・高圧配電非関連費用明細表(2)

貸借対当関係	低圧配電費		非ネットワーク給電費		合計	
	固定	可変	固定	可変	固定	可変
	計	計	計	計	計	計
役員給与	106,379	-	4,408	-	494,822	6,646
給料手当	16,442,103	-	681,325	-	76,482,833	1,027,388
給料手当(貸方)	-167,213	-	-2,351	-	-692,013	-15,622
退職給付	3,098,097	-	128,971	-	13,978,520	190,652
厚生年金	3,350,833	-	138,849	-	15,586,676	209,374
委託料	-	-	-	-	-	-
雑費	630,202	-	21,580	-	2,547,944	39,381
燃料費	-	-	-	-	1,538,340,886	1,538,340,886
使用済燃料再処理工場費	-	-	-	-	4,470,624	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	35,829,448	-
特定放射線廃棄物処分費	-	-	-	-	1,238,965	668,481
消耗品	984,382	492,191	36,994	18,497	7,102,728	3,426,556
修繕費	56,863,137	-	55,954	-	279,003,057	273,120,991
水利費	111,421	-	105	-	7,716,850	5,882,096
補償費	11,512,540	-	132,640	-	2,660,803	2,571,845
送料	4,476	-	-	-	20,952,296	137,610
事業用印刷費	-	-	-	-	822,726	-
事務用品	5,832,742	-	196,978	-	(818,250)	(-)
損害賠償	6,203	-	11	-	83,718,607	82,758,399
原子力損害賠償支機構一般負担金	-	-	-	-	2,538,818	10,009
普及啓蒙費	-	-	-	-	32,127,300	-
養成費	203,527	-	32,279	-	-	-
研究費	465,835	-	137,788	-	1,414,811	1,399,957
諸謝金	1,246,190	-	118,416	-	10,097,276	170,170
電気料	-	-	-	-	15,165,735	446,426
固定資産	7,859,631	-	2,977	-	-	-
減価償却費	9,138	-	21,741	-	44,694,554	43,992,883
固定資産除却費	4,966,331	-	4,640	-	2,346,855	701,671
原子力発電所等	667	-	40,049	-	329,986,637	323,590,907
共有設備等	667	-	-	-	(6,730,643)	6,465,720
共同購入	-	-	-	-	69,705,161	67,346,825
地帯間購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	-	-	-	-	1,444,896	1,444,896
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	1,078,107	-
再エネ特措法交付金相当額を除く。)	-	-	-	-	-132,522	-
他社購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	-	-	-	-	409,881,847	74,105,857
建設分損運搬費(貸方)	-	-	-	-	-	-
附帯事業営業費用分損運搬費(貸方)	-	-	-	-	241,438,100	432,209,595
開業費	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-
株式交付費	123,292	-	-	-	684,097	683,065
法人営業	1,564,667	-	19,620	-	23,557,089	22,796,189
電気事業	17,996,410	-	29,528	-	128,284,648	1,909,826
地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-	-	-	(3,084,149)	(-)
地帯間販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	-	-	-	-	-612,862,614	-184,946,420
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-
他社販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	-	-	-	-	-13,195,495	-2,120,070
合計	167,060,669	492,191	1,802,422	18,497	3,210,057,193	1,275,421,269

(記載注意)
1. 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内訳として記載すること。
2. その他は、様式第1の庄1から3までと同様とする。

様式第6 (第9条第3項関係)

送電・高圧配電関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	延長約電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 ⁶ kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	2,567	-	2,240	2,256	20,488	7,951	20,055
高圧需要	6,490	131,161	6,490	5,074	33,141	938,767	31,295
低圧需要	5,161	370,642	4,936	6,125	31,489	90,984,333	28,660
合計	14,218	501,803	13,666	13,455	85,118	91,931,051	80,010

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要60,166百万kWh、高圧需要93,884百万kWh、低圧需要85,980百万kWh。

様式第6の2 (第9条の2第3項関係)

送電・高圧配電非関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)
		夏期	冬期	
特別高圧・高圧需要	8,563	8,563	7,200	52,818
低圧需要	5,161	4,936	6,125	31,489
合計	13,724	13,499	13,325	84,307

様式第6の4（第14条の3関係）
第1表

追加事業報酬総括表

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
連 系 設 備 特 別 報 酬 額 (1)	-	・送配電部門電気事業報酬額 148,934,751
還 元 額 (2)	-	
内 部 留 保 相 当 額 控 除 額 (3)	-	
追 加 事 業 報 酬 額 (4)=(1)-(2)-(3)	-	

原価算定期間を，平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。
(記載注意)

送配電部門電気事業報酬額を，備考欄に記載すること。

様式第6の4（第14条の3関係）
第2表

連系設備特別報酬対象額明細表

(単位：千円)

	連 系		設 備		関連周辺設備		合 計
	連 名	系 区 間 又 は 所 在 地	備 金 額	名 称	金 額	金 額	
特定固定資産	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
建設中の資産	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
(記載注意)							-
建設中の資産の欄には、第14条の3第3項（沖縄電力にあつては、第19条の14第3項）の建設中のものについて記載すること。							-
連系設備特別報酬対象額							-

様式第7 (第17条, 第18条関係)
第1表

送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表

(単位：千円)

	固定費		可変費		需要家費		合計		
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加	
送電・高圧配電関連費	512,624,334	1,572,665	514,196,999	35,357,935	33,684,884	492,636	668,115,180	37,423,236	705,538,416
送電・高圧配電非関連費	592,999,996	29,628,591	622,628,587	35,274,950	758,225,560	-	1,315,950,606	64,903,541	1,380,854,147

(記載注意)
固有の欄には第10条第1項第1号又は第2号で整理された固有固定費, 固有可変費及び固有需要家費を, 追加の欄には第16条で整理された総追加固定費, 総追加可変費及び総追加需要家費を, 記載すること。

第2表

原価等集計表

(単位：千円)

	固定費		可変費		需要家費		合計		
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加	
低圧需要	1,105,624,330	31,201,256	1,136,825,586	70,632,885	791,910,444	492,636	1,984,065,786	102,326,777	2,086,392,563

(記載注意)
第1表で整理された金額の合計額を記載すること。
注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第 8 (第 19 条第 6 項関係)
第 1 表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

(単位：千円)

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単 価 (円/kWh)	想定料金収入
低 圧 需 要	1,136,825,586	791,910,444	157,656,533	2,086,392,563	85,980	24.27	2,086,391,062

(記載注意)
様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。